終戦直後の極端な供給不足から始まったコメの需給関係は、1952年から1960年までの 9年間に次第に需給均衡に近付いていく。「第三章:食糧増産期」の課題は、こうした需要過剰から需給均衡に至るまでの米価決定の分析である。第三章のタイトルが示す通り、この 9年間の農業政策の基本方向は、食糧増産に求められる。単純に価格理論に従えば、食糧増産は米価の引き上げによってもたらされる"はず"である。そして、それは、コメ農家の支持を得ようとする政治家の利害にもかない、同時にすでに拡大し始めていた農工間格差を是正する政策含意を持った"はず"である。つまり、米価引き上げが、政治的にも政策的にも合理的たりえた、幸福な時代がこの食糧増産期である。逆に言えば、政治的かつ政策的合理性があったにもかかわらず、九年間もの間、米価を抑制的に決定し続けたメカニズムは、G.Alisonの第一モデル(合理的決定モデル)や第三モデル(政治的決定モデル)では単純に説明することはできない(注 1)。果たして、如何にして、政府は米価を抑制的に決定し続けたのか。

ところで、正確をきして言えば、すでに論じてきた通り、食糧増産が最優先の政策課題であったのは、前章で論じた終戦混乱期からのことであり、この意味において食糧増産期は、1945-1960年の16年間に相当する。それにもかかわらず、この16年間を1952年を境に二つに分けて、特に後者を「食糧増産期」と形容したのは、①主権回復を契機に政治体制が大きく変化していることと、②占領期においては食糧増産と並んで、「農村の民主化」がもうつの大きな柱であったことによっている。1952年になってはじめて日本政府は、総司令部の存在に煩わされることなく、もっぱら自らの権限と責任において、米価決定に携わることになったのである。実際、主権回復とともに政治情勢は一変し、"民主的"米価決定を合言葉に一斉に政党が米価決定に関与しはじめるのである。

さらに、この食糧増産期の米価決定は、政治状況に即して、1952-1955年までの保守分裂期(第三章第一項)と、1956-1960年までの自民党政権初期(第三章第二項)の二つに分類することができる。つまり、第三章が論じる食糧増産期は、日本政府が自らの権限と責任において米価を抑制的に決定できた最後の時代であると同時に、政権交代と保守合同が米価決定(政策決定)に与えた影響を実証的に比較考察できる唯一の時代なのである。自民党政権

下において余剰米を抱えて米価を支持的に決定することが常態と化してしまう、これ以後 の支持米価の決定過程に対して、この時期の抑制米価の決定過程は、抑制米価の決定メカ ニズムと、そこにおける保守合同のもつ意味を改めて明かにしてくれるのである。

(Ⅲ-1)保守分裂期:1952年-1955年

1957年 4月のサンフランシスコ条約発効に伴う日本政府の主権回復によって、米価決定をめぐる政治情勢は一変した。絶対的権限をもった総司令部はもはや存在しない。主権回復後、自らの権限において一連の行政機構改革を行った日本政府は、総司令部の肝入りで作られた経済安定本部を縮小改組した。日本政府は、物価庁を経済安定本部の内局に組織替えした上で(1952年 4月 1日)、経済安定本部を権限縮小して経済審議庁に改組し(同年8月 1日)、1955年 7月20日付きで、この経済審議庁を現在の経済企画庁に改組した。ちなみに米価審議会は、経済審議庁が発足する際に農林省に移管されて食糧庁の附属機関となり、今日に至っている(注 2)。つまり、占領期の米価決定を担った総司令部、物価庁が消滅し、主権回復に伴ってはじめて、農林省(食糧庁企画課)が米価決定の主管官庁(担当部局)となるタテ割型の意思決定システムが整ったのである。

1952年から1955年までの日本経済は、朝鮮特需と数量景気のはざまに位置する景気後退期(1953年後半から1955年後半まで)に相当した。朝鮮特需にともなって高騰した物価は1953年の引締め政策によって鎮静化し、この間、各企業は経営合理化に努めて、1955年からの高度成長を準備した。農業政策に関して言えば、朝鮮動乱に伴うヤミ米価格の高騰で難しくなったコメの早期統制撤廃に代わって、農林省は食糧増産政策を打ち出した。すでに1950年6月以来、1953年3月まで通算四期約二年間にわたった広川弘禅農相時代を中心に、農林省は食糧増産関連の各種補助事業を次々に打ち出し、ドル減らしにも財政節約にもかなうということで大蔵省もこれに応じていた(注 3)。

「食糧緊急一割増産」、「食糧増産五ヶ年計画」(1952年)の発表以来、「積雪寒冷単作地帯振 興臨時措置法」(1951年)、「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」(1952年)、「特殊土壌地帯災害防 除及び振興臨時措置法」(1952年)、「海岸砂地地帯農業振興臨時措置法」(1953年)等関連法が 議員立法で矢継ぎ早に制定され、補助金給付による土地改良整備等が急速に進められた。 この結果、デフレ予算が組まれる1954年まで農林歳出は1950年485億円(一般歳出7.7%)、19 51年833億円(+72%/一般歳出11.1%),1952年1,450億円(+74%/一般歳出16.6%),1953年1,491億円(+2.8%/一般歳出14.7%)と極めて高い比率で推移する(注 4)。1952年の一般歳出占有率16.6%は今日に至るまでの最高記録である。

こうした1950年代前半は、日本農業に強い関心が寄せられると同時に、日本農業にもっとも活力があった時代でもあった。コメ作柄に消費者、生産者双方が関心を寄せ、豊作の見込みに国民全体が沸き、こうした国民の熱い視線を浴びなから、当時の農村においては、農地改革によって自分の田畑を手に入れた農家が熱心に増産に努めた。配給統制が解除されてからは、増収効果が高いと言われた硫安を各農家が競って入手し、各地では増産研究のための農事研究会が自主的に開かれた(注 5)。それは、食糧増産に創意工夫を凝らすことが、心から消費者に喜ばれ、かつ農業所得の向上に結び付くという、農家にとってはやりがいのある状況だったのである。

これに対して農村出身の政治家は競って政府から補助金を獲得して、水利や耕地の土地改良による農業や漁業の近代化を進めた。農地改革と経済成長によって、戦前日本の農村にあった地主や名望家を中心とした強固で安定した地盤は、急速に解体した。地方名望家一旦那衆や有力者が、地場産業での雇用や日常的な世話にからんで築いてきた伝統的な保守支配の構造に対して、農地解放によって新しく自作農になった農民や青年団に結集した農村青年の心を強く捉える必要があった農林議員は、農業団体の陳情を受けてこれら議員立法を積極的に進めたのである(注 6)。

一方、こうした補助事業と並行して政府は、農業金融の整備と農業団体の再編を進めている。すでに占領期において、デフレ経済のために深刻な経営危機に陥っていた系統農協は、全国指導農協連(荷見安会長)を中心に広範な陳情活動を行い、これに対して、広川農相を中心に対応を協議した政府は、国庫支出からの増資奨励金、利子補給金を定めた「農漁業協同組合再建整備法」(1951年)を制定していた。さらに、「農林漁業資金融通法」(1951年)、「農林漁業金融公庫」(1953年)等が相次いで制定されて、土地改良事業等の長期低利資金の融資制度をはじめとする農協金融の基盤が築かれたのである。そして、1953年以後のデフレ予算のなかで、農林省はこの融資制度を積極的に活用して、農業政策の比重を補助金給付からこの融資支援に移行させた。以来、今日に至るまで農業政策の主軸は、直接給付からこの融資事業に置かれている。

さらに、これら金融支援によって経営危機を脱した系統農協は、コメ集荷代行機関として一手に引き受けた集荷・保管手数料、コメ代金貯金や政府融資事業を最大の収入源に、系

統組織の「再建整備」、「整備促進」に努めた(注 7)。系統農協は、政府支援策をテコに、支援 農家をその組織内に組み込んだのである。1954年の農協法改正によって総合的指導機関レ して中央会制度が設けられ、「全国農協中央会一都道府県農協中央会一単位農協」というこ 段階組織が整っている。

こうして食管堅持と補助事業という戦後農政の原型が整い、農協組織を核にした保守者 政権の農村基盤が固められたのである。これと並行して、補助金獲得等、日常の面倒をみ ることのできない野党社会党や農民組合の低迷は決定的になった。また、再建整備が進め られた系統農協に対して、農地改革を担った農業委員会(農地委員会・農業調整委員会・農業 改良委員会)は、全国農協中央会その他農協全国連を構成団体とする会議体的農政団体とは 置づけられ、「全国農業会議所一都道府県農業会議一市町村農業委員会」の三段階組織が数 備された。全国農業会議所もまた、国の助成、監督を受ける準公共機関としての性格を持つ ことになったのである(注8)。

なお、この時期の農業政策を顧みる際に、1953年に制定された農産物価格安定法を忘れ てはならない(注 9)。なぜなら、この農産物価格安定法の成立が、それまで続いていた統 制解除一自由化の流れにストップをかけることになったからである。農産物価格安定法は、 牛産者団体の自主的販売調整と政府買入によって当該農産物の価格を正常な水準に維持し ようというもので、出回初期に農林大臣が一定価格を定め、生産調整計画に従って生産者 団体が自主的に販売調整を行うことを規定していた。当初の対象品目はなたね、甘藷、馬 鈴薯にてんさい(これだけは1953年 1月 9日のてんさい生産振興臨時措置法)である。

農産物価格安定法の背景にあったのは、統制解除された農産物価格の下落と、それに対 する政治的反発である。1949年以来、統制解除された農産物の価格は、それまでの抑制価 格から確かに一時的には高騰したが、すぐにその反動で低落し、食糧事情の改善とともに そのまま容易に回復しなかった。なかでも生産増加の著しかったなたねと、下等財のいも 類の価格低下が特に激しかった。そうしたなかで農産物価格安定法は、政治家から強い要 望を受けた食糧庁が早急に準備を進めたものであり、対象品目の波及と財政負担の拡大を おそれて強く難色を示した大蔵省の了解が得られないまま、衆議院 1名を除く全員の各派 共同提案という形で可決成立していた。農産物価格安定法の制定過程は、主権回復直後の 政党の意気込みを受けて、まさに大蔵省に対する政党 - 農林官僚優位の立法過程だったの である。ただし、この農産物価格安定法による価格安定効果が限定的なものであったこと は、第一章第三項で論じてきた通りである。

里せるかな、この時期の米価決定も、まずは主権回復直後の政党の意気込みを受けた政 **労優位の立法過程で、出発するのである。**

昭和27年産米/1952年

[主権回復と大幅補正]

購和条約成立後に行われた1952年産米の価格決定は、日本政府のみが権限と責任をもつ 最初の米価決定となった。当時、政権党であった自由党や、野党の社会党ともに政党は民 主的に米価を決めるのだと大いに意気込み、農業団体は限界生産費方式による10,014円(一 万円米価)を1952年産米の要求価格とした(注 10)。一方、主権回復にともなって食管制度 を維持するためには、MPの権力を背景にした強権供出から、市場原理に基づく経済供出 への移行という集荷政策の転換が不可欠となり、政府内部でも算定方式の見直しと米価水 準の引き上げが、既定路線となった。

こうしたなかで政府内部では、前年度総司令部によって拒否されて実現したなかっ た(A)所得パリティ方式Aが早くから浮上した。そして、1952年産米の政府原案は、これを

(表-6)農家手取り額試算(円) 若干修正した所得パリティ方式による基本

当初予算 | 修正 基本米価 7. 214 7, 500 完遂奨励命 早場米奨励金 106. 20 1 214 超過供出奨励金 包装代 150 | 175

出所『食糧管理史·各論 I 1 P. 49

米価7,500円(+10.3%)、超過供出奨励金(2. 500円)、早場米奨励金増額、完遂奨励金新 設(100円)等で、比較的あっさりと決まっ (注 11)。

0 92.04 (表-6)はこの修正した所得パリティ方 による1952年産米価格と、それに先だって 0 238.94 総司令部の指導のもとに組まれた1952年産 米の予算米価を比較している。1952年産米 の最終価格は、予算米価に比べて取り額平 7,240.20 8,246.98 均で一割近い上積みである。総司令部のも とでは実現しなかった所得パリティ方式を 採用するなど、今までのうっぷんを晴らす かのような、この1952年産米の価格決定に よって、過去三ヶ年黒字を続けてきた食管会計(1951年末450億円)は赤字に転落した(注1 2)。占領期には生産費方式を主張していた農林省も、いざ米価決定の主務官庁になると、 まだ技術的にも詰められていなかった生産費方式から、手堅い所得パリティ方式に乗り換 えた。占領期の物価庁において米価算定していたなかには農林省出向者も含まれ、これが 物価庁改組後に農林省が、パリティ方式に方向転換する一つの伏線となっていた。

しかし、この大幅補正の政府原案にも、米価審議会は強い不満を示した。9月5/6両日、 周東英雄経済審議庁長官官邸において、生産者委員、消費者委員各 5名、学識経験者 4名、政 治家 6名の計20名の委員によって米価審議会が開催された(注 13)。米価審議会の見解は、 農業団体の要求価格を支持して大幅引き上げを求める見解と、消費者米価の引き上げを警 被して生産者米価の引き上げを牽制する見解に二分された。生産者委員は統一要求10,014 円を主張し、政治家は超党派でこの生産者委員の要求を支持したのである。「講和条約発足 後もパリティによることは、自主性がない」、「特別加算額をふすること自体、パリティの否 定である」、「農工間の生産力水準が大きくひらいていることからいっても、パリティ方式の 現実的根拠は失われている」等、さまざまな理由を持ち出しては、生産者委員と政治家はパリティ方式を批判した(注 14)。

なかでも、野党委員の"攻勢"が目立ち、このころから米価審議会は野党議員の独演会の様相を呈し始めた(注 15)。特に、社会党農民部長の川俣清音は一人で数時間以上もの大演説をぶち、東畑四郎食糧庁長官以下食糧庁事務当局をうんざりさせた。1952年の米価審議会は、1952年 8月28日の衆議院解散以来、10月 1日の投票(第25回衆議院議員選挙)をめざした選挙運動期間に開かれていた。数時間以上に及ぶ大演説は、議席回復を目指した川俣清音の選挙運動の一貫でもあり、そのかいあってか川俣はこの総選挙で議席を復活した(秋田二区)。一方、坂田英一らまとめ役割を果たさなければならない与党自由党委員は、政府原案とかけはなれた農業団体の要求を、そこまで強く支持することはできなかった(注 16)。後に自民党内のベトコン議員として名をはせる坂田も、米価審議会においては与党委員としてそれなりの役割を果たさざるをえなかったのである。そして、この時の与党委員の口惜しさが、保守合同以後の米審審議の一層の形骸化を生み出すのである。

ところで、こうした米価審議会の開催に先だって、消費者委員ら約10名は総評出身の矢田勝士を中心に、消費者米価と生産者米価の同時諮問を要求している。消費者米価と生産者米価についてそれそれ異なる基準を示している食糧管理法の建前に従って、生産者米価と消費者米価がそれぞれ別途に審議・決定されてきた、これまでの審議方法に対して、消費

者委員が提起した同時諮問には、生産者米価と消費者米価の議論を関連させることよって、消費者米価の引き上げにつながる生産者米価の引き上げを抑制しようという意図があった。 結局、同時諮問は生産者委員の一層の反発を警戒した広川農相の判断によって、見送りとなったが、代わって広川農相は「当分の間」の消費者米価の据え置きを示唆せざるをえなくなり、しかも、その"当分"の間という言及の仕方が、広川農相の例の狸発言であるとして、さらに議論を呼んだ(注 17)。

いずれにしても、米価審議会において消費者委員は、生産者委員の要求米価(10,014円)が、消費者米価10kg当たり+65円(620-685円)、消費者米価据え置きで約178億円に相当すると主張して、生産者米価の大幅引き上げを強く警戒していたのである(注 18)。この際、総評代表委員を中心に消費者委員が、生産者米価の引き上げに強く抵抗していた点に留意されたい。戦後日本の経済政策における消費者視点の欠如が指摘されて久しいが、少なくとも昭和20年代の米価政策に関して言えば、消費者委員の"ふんばり"や結果としての米価水準から判断して、「生産者重視ー消費者軽視」であったとは言えない。そして、当時の経済政策における米価政策の比重の高さを考慮すれば、戦後日本の経済政策を単純に消費者視点の欠如という観点から総括することはできないのである。

結局、9月6日に米価審議会は「政府諮問価格は、これを妥当と認めることができないから速やかに再諮問されたし」という答申を提出して閉会した。再諮問という言葉に生産者委員は生産費方式による米価算定を託し、消費者委員は同時諮問による米価審議を託していた。そして、全く異なる含意を一つの再諮問要求にまとめた答申は、同時に「食糧の生産確保及び消費者の価格安定をはかるために二重価格制を採用すること」を求めた(注 19)。二つの意見が強く対立した米価審議会が全会一致で答申をまとめるためには、最後は二重価格制によるしかなかったのである。しかし、この再諮問要求の答申に対して政府は、消費者米価やその他奨励金の扱いに含みを残した農相談話こそ発表したものの、最終的には占領期同様に政府諮問通り米価を閣議決定した(9月1日)(注 20)。こうして、主権回復後はじめての米価決定は、子算米価を大幅に修正する結果となったが、その大半は政府内部の事務折衡を通じて固められたものであり、「民主的」の掛け声とは裏腹に、与野党の政治家が実質的に政治介入することなく、終わったのである。

昭和28年産米/1953年

[自由党過半数割れと大幅修正]

けれども、1953年産米の価格決定は、1953年度予算審議の段階から政治問題となった。 吉田内閣末期の当時、吉田首相は、第25回衆議院議員選挙(1952年10月 1日)、第26回衆議院議員選挙(バカヤロー解散/1953年 4月19日)とわずか半年間に二度の解散総選挙を行い、政権維持を図った。しかし、二度にわたる総選挙の結果、自由党は264→240議席→199議席と大幅に議席を減らし、改進党(69→85→79議席)との閣外協力を余儀なくされた(注 21)。 しかも、この二度にわたる解散総選挙の結果、今日においては 4月には終わる1953年度予算審議が 7-8月まで大幅にずれこんだのであった。

この大幅にずれこんだ予算審議において改進党は、選挙公約に従って基本米価8,500円 (+1,000円)と消費者米価の据え置きを自由党に要求した(注 22)。これには、前年米価で編成していた予算米価に対して総額550億円(基本米価だけでは220億円)の追加財政負担を要した。550億円という財政負担は、当時の一般歳出約 1兆円の 5%に相当する大幅なもので、改進党の要求を認めることは1953年度予算の根本的な組み替えを意味した。さらに、消費者米価の据え置きと生産者米価の引き上げで予算編成することは、予算段階で二重価格制度を是認することを意味し、ドッジライン以来の収支均衡を前提にとした抑制米価に根本的な変革を迫るものだった。このために、莫大な財政負担を被る二重価格制に自由党は強く反対した。

結局、自由党と改進党が協議した結果、1953年産米に関しては供出完遂奨励金800円(財政負担約204億円)で両者は妥協した(注 23)。基本米価+1,000円は税金 2割を差し引くと無税の完遂奨励金800円に相当するというのが、完遂奨励金800円の根拠である。完遂奨励金800円も基本米価+1,000円も必要財源はさほど変わらなかったが、後年度に膨大な財政負担をもたらしかねない二重価格制度を、政府・自由党は予算段階で承認することをあくまでも避けることには成功した。それにしても、予算米価の段階で追加負担約204億円もの政治修正が行われるのはこれがはじめてであり、政党が主唱していた「民主的」米価(それは、財政当局がおそれていた"政治"米価でもある)は、少数自由党政権下において誕生した形となった。ちなみに保守合同以後の自民党政権下においても、予算米価がこれほど修正されることはない。このことは、予算修正が伴うような、大幅な政治"修正"(個別利益媒介)が、自由党や自民党の一党優位制下ではなく、少数与党政権下で達成されやすい傾向にあことを示している。

1953年産米価の具体的な検討は、こうして政治的に修正された予算米価に基づいて行わ

れた。1953年産米は異常気象による全国的凶作の影響で、農地改革以後はじめてコメの収穫高が落ち込み、8月15日の時点において作況指数95が予想された(注 24)。しかも、前年度方式(所得パリティ方式)試算値は安定した物価状況を反映して7,700円(+200円)にとどまったため、1953年産米価の焦点は算定方式の修正もしくは特別加算で米価をさらに上積みするか、どうかという点に置かれた。9月4日、最終調整にあたった小笠原三九郎蔵相と保利茂農相は、予想収穫高が判明した時点で追加措置をとるという条件で、前年度ベースの米価算定で一致し、基本米価7,700円、超過供出奨励金2,800円を政府諮問することに決定した(9月18日閣議決定)(注 25)。

9月21日上野精養軒で開かれた米価審議会には、農民組合の上京代表者を中心に凶作織り込みの大幅引き上げを求める陳情団が大挙来場した(注 26)。1953年産米について農業団体は限界生産費方式による12,000円を要求価格に決定していた。収穫高が判明しないという理由で凶作事情を読み込まない政府諮問に生産者委員は強く反発し、一方、消費者委員は前年に続いて同時諮問を要求し、米審第一日目に生産者委員、消費者委員はともに政府諮問の撤回、再諮問を求めた。第二日目の審議冒頭、農林省事務当局は見通しに基づく減収加算を約束して事態の収拾を図ったが、米価審議会はこれで実質審議に入ろうとする委員と、陳情団の声援を受けて、なお審議引き延ばしを図ろうとする委員に分かれた。このとき、両者の仲介役を果たす形で審議をリードしたのは、やはり、川俣清音、足鹿覚の両社会党委員だった(注 27)。同じ野党だった改進党がすでに800円の譲歩をかち取っていただけに、社会党は前年にも増して強硬だった。このため、「米審そっちのけにして、政府と与野党の間で減収加算にともなう政治加算をどうするかという折衝が行われた」(注 28)。

折衝は容易に進展しなかった。最後には、「具体的審議に入るか否かを採決するという米価審議会始まって以来の手段をとることになり、その結果はまったく予断を許さない情勢にあったが、その結果小委員会を開いて答申案の作成に入った」(注 29)。しかし、答申起草の小委員会においても答申派と返上派の対立は調整されず、険悪な雰囲気のなかでの徹夜審議の結果(23日未明)、米価審議会はかろうじて、政府諮問を不適当として、500円の滅収加算を求める答申を提出して閉会した。採決は審議進行を図る上でも決して有効な手段ではなかったのである。この時の教訓から、米価審議会が採決によって議事を進めるのは、これが最初で最後となった。設置以来 5年目にして米価審議会は早くも大きな壁にぶつかった形だった(注 30)。

9月29日、米審答申を受けて政府は、減収加算500円を加えた基本米価8,200円で1953年産

米価格を閣議決定した(注 31)。減収加算500円は社会党が米審答申の提出を容認するための交換条件とも言われたが、いずれにしても、米審答申に基づいて最終米価が調整されるのもこれがはじめてである。こうして、1953年産米の価格決定においてはじめて、予算編成を左右する政治問題としてあらわれ、大幅な政治加算が行われた。しかし、こうした政治加算に対する反動は、早くもその翌年から現れるのである。

昭和29年産米/1954年

[一兆円予算と引き下げ米価]

朝鮮戦争休戦と金融引締めによって、1953年後半から景気は後退した。このため、収入不足に陥った政府は、1954年度予算を徹底した収支均衡型の 1兆円予算とした。1954年産米の価格問題に関しては、デフレ政策推進のための物価引き下げと、295億円という巨額の財政負担という観点から、消費者米価の据え置きと生産者米価の引き下げを大蔵省は求めた。ただし、前年度の経緯もあり、大蔵省は予算米価に関しては+1,000円で編成し、予算段階での政治問題化を避けていた。また、経済同友会が、(1)予算米価(9,200円)を上回らない生産者米価、(2)現行据え置きの消費者米価を主張するなど、財界団体もかつてなく積極的に米価引き下げを支持した。占領期においても財界は米価問題に強い関心を持ちながらも、米価問題について具体的に発言することはなかった。デフレ政策によって企業の飼産が相次ぎ、再び高まりだした労働争議のなかで経営合理化を迫られていた民間企業にとっては、「政策価格によって農村は不当に優遇されている」という見方が、改めて強くなったのである(注 32)。

これに対して農業団体は従来通りの引き上げ要求をまとめた。 8月26日、中央農業会議 農民組合、全国農協連合会、農業委員会協議会等は米価災害対策全国農民大会を開催して、 12,500円要求と消費者米価据え置きを決議し、大蔵省や経済同友会の見解に対する反論を 発表した(9月10日)。 9月9日の全国知事会において、食管制度の運営主体である都道府 県知事もこれを支持し、衆参両院農林委員会は各奨励金の基本米価織り込みと米審答申の 実質的尊重を申し入れた(9月15日/22日)。こうして従来どおり米価引き上げを求める農 業団体、政党と、米価引き下げを例年になく強く求める大蔵省、財界の対立は、この1954年 に一つのピークに達した(注 33)。

1954年産米の価格水準に関して農林省事務当局は、当初、食糧管理の円滑な運営のため

の適正な価格形成を主張し、従来方式(所得パリティ)に調整係数を乗じて完遂奨励金を含んだ基本米価9,008円(パリティ指数121)、早場米奨励金・超過供出金・包装代込みで10,121円、財政負担245-264億円を提示した(8月27日)。これに対して大蔵省事務当局は、これでも他の農産物価格騰貴率を上回っていると予算米価9,200円を主張した。農林省と大蔵省の主張には1,000円近い価格水準の違いがあったが、農林、大蔵両省は、前年の米価決定や先立つ麦価決定の事例からなるべく政治化を避ける点で合意した。政治化させることで交渉を有利に進めることができた農林省事務当局も、自由党が米価問題を統制問題に結び付けることをおそれて、事務折衝において技術的検討を進めることで合意していたのである(注34)。このために、米価論議は前年とはうって代わって、財政負担能力に集中し、財政問題が価格問題を制する形で進んだ。

米価算定に関する技術的検討を進めた結果、9月11日には、農林省案は基本米価8,925円、 手取平均9,651円、大蔵省案は基本米価8,915円、手取平均9,530円まで接近した。次いで農林 省が完遂奨励金の基本米価組み込みを断念し、従来パリティ方式の採用で農林省と大蔵省 は一致し、両者の差異は早場米奨励20億円(81億円/60億円)、超過供出400円(1,400円/1,000円)に絞られた。そして、ここまで事務レベルで政府原案が詰められた段階で、農林省 幹部ははじめて自由党政調会に事情説明した(9月14日)。自由党政調会に出席したのは、 周東英雄顧問、松野頼三農林部会長に、綱島正興、佐藤洋之助、松山義雄の各米審委員である。 前年産米価が政治的に決定されたとはいえ、1954年産米価問題はいまだ米審委員と党農林 幹部らごく一部の議員の関心事にすぎなかった。

この自由党政調会での事情説明を通じて農林省幹部は、「どうしても引き上げなければならないとは見えなかった」、「与党も事務的に話合いがつけば了承する」と判断した(注 35)。そして、9月16日の事務次官折衝(東畑四郎農林次官・河野一之大蔵次官)において、農林省事務当局と大蔵省事務当局は、政府諮問を基本米価8,920円、手取平均9,557円、財政負担93億円(早場米奨励71億円、超過供出1,480円)と決定した(注 36)。この政府諮問は前年の基本米価8,200円こそ上回っていたが、買入平均(手取り平均実績)10,682円を300円以上も下回っていた。

ところが、政府諮問が閣議決定された直後から、了承を見込んでいた自由党内において **審委員を中心に米価引き上げを求める動きがにわかに強くなった。ここ一、二年の米審 経緯から、デフレ政策と財政負担という農外事情によって300円以上引き下げられた米価で は、「与党ばかりが悪い子になって野党側の主張に対抗できない」、「下手に強行して野党側 のメリットになってはかえってまずい」と主張し、党内は漸次引き上げに傾いたのである (注 37)。しかし、なるべくなら政府諮問でまとめたいという党幹部の意向で、24,25日の 米価審議会の情勢をみきわめて最終判断するというところまで、党内事情は押しもどされ た。果せるかな、9月24日米審会場の水産会館では、農業団体と野党が大いに気勢をあげ、 自由党はますます米価引き上げに傾いた(注 38)。

9月24/25両日開かれた米審審議においては、米価抑制を説く元統制官僚(商工省OB)の 稲葉秀三委員と、引き上げを求める足鹿覚、川俣清音両社会党委員、生産者委員が、価格水準とパリティ方式をめぐって白熱した論議を展開した。生産者委員の主張のポイントの一つは1954年も算定方式におかれ、生産者委員は、機械的に供出完遂奨励金相当+800円がパリティ価格に加えられていることから、パリティ方式の行き詰まりを厳しく追求した。一方、米審と並行して25日に開かれていた自由党政調会、総務会においても、引き上げ論が任倒的な多数を占めたために、取り扱いを一任された党三役は150-200円の上積みを腹案に具体的折衝を米審委員に委ねた。小笠原蔵相海外出張につき河野次官以下が指揮をとっていた大蔵省事務当局は、財源がどうにもならないと200円引き上げ案に強行に反対したが、結局は、200円の引き上げ案をのまされて、1954年度の米価審議会はこの200円の加算によって与野党に妥協が成立した(注 39)。大蔵省としては、確かに財政事情は厳しかったものの、前年に比べれば政治加算は限定的であり、決して呑めない妥協案ではなかったのである。

そして、この200円で妥結した後に答申起草に入った米価審議会は、政府諮問を不適当とし、算定方式検討のための小委員会設置を求めた答申を発表した(注 40)。米審答申後の9月30日、農林省事務当局が基本米価+200円のための係数整理を行った結果、政府は、基本米価9,120円(+200円)、超過供出奨励金1,280(-200円)、手取り平均9,718円(+161円)、財政負担135億円(+42億円)で1954年産米価を正式に閣議決定した。こうして、1954年産米価は、事務的に決定する農林省・大蔵省の事務当局の方針にもかかわらず、基本米価を含めて政治的に修正されて決着した。1954年産米の政治加算によって食管会計の繰越利益は一掃され、赤字に転落した。

しかし、1954年産米の価格決定に要した追加財源は1953年に比べれば少なく、結局の所、1954年産米の価格決定は「財政負担の制約によって枠がはめられ、しかもデフレ政策という錦の御旗をふりかざされて逆に引き下げが余儀なくされた」のも事実であった(注 41)。1953年においては価格問題が財政問題を制したのに対して、1954年においては財源問題が価格問題を制したのである。その結果、1954年産米価格は手取り平均価格で戦後はじめての

引き下げとなった。果たして、米価決定は価格問題が財源問題を制する方向に進んでいる と考えるべきなのか、逆に財源問題が価格問題を制する方向に進んでいると考えるべきな のか。この点に一つの回答を与えてくれるのが、保守合同前の最後の1955年産米の価格決 定である。翌1955年度緊縮型予算において政府が、1955年産米の予算米価を据え置きで編 成した結果、1955年産米の価格決定においては、財源問題が再び大きな焦点となって現れ たのである。

なお、米審答申を受けて農林省は、米価算定専門委員会(川野重任主査以下12名)を設置して、算定方式の技術的検討を進めた(1955年 3月30日)。専門委員会は米価水準への影響が大きい、(1)対象農家の選定、(2)自家労賃と地代評価の二項目を中心に審議を進めた結果、①生産費及び所得補償方式A、②同方式B、③限界生産費方式の三つを提案した(5月12日「生産費方式の検討」報告、6月28日米価審議会報告)(注 42)。報告書はこの三つの算定方式に価値評価を加えなかったが、審議においては①生産費所得補償方式Aが多数を占め、以後の算定方式検討の中心となった。価格決定に際しては生産者、消費者の双方の顔が立つ両論併記の答申が続いていた米価審議会だが、算定方式の技術的な検討には一定の役割を果たしていたのである。

昭和30年産米/1955年

[予約制採用と政権交代]

ところで、1953年産米の凶作以来、集荷・配給・価格・財政・輸入の各面で、食管制度は大きな限界にぶつかっていた。主権回復以来、強権供出によらない(経済供出)コメ集荷が食管制度を成り立たせるために欠かせない案件となっていたが、凶作にともなってヤミ米価格が再び上昇し、経済原理に基づく供出確保が危ぶまれたからである。これに対して、農林省は、食糧対策協議会の提言(1954年7月)に従って、1955年産米より集荷方式を従来の割当制度から事前売渡制度(子約売渡方式)に転換させることを決定した(1955年5月7日)。これは、供出不振、ヤミ米依存による食管制度の空洞化に対して、作付前の春の段階で生産者の自己申告に基づいて価格の一部を前渡しすることによって、コメ供出を促進しようというものだった。

この政策転換は食管制度の運用方法を一部改正するものにすぎず、食管制度のもつ制度 的な限界をつきやぶるには、こうした対処療法では不十分とも考えられたが、実際には効 果がてきめんで、事前子約制に転換することによって食管制度は小康状態を取り戻すことになった。それは、文字どおりコメ代金が半年間前倒しされたこともさることながら、コメ代金の一部前渡しが96%のコメを集荷していた農協金融を通じて行われたために、前倒しされたコメ代金が端境期の農協金融を救い、系統農協の経済事業の基礎を形作ることになったことが大きかった。事前子約制の移行を契機に、系統農協は食管堅持の旗印を高く掲げ出したのである(注 43)。そして、この後も、こうした対処療法を繰り返しながら、食管制度も維持されるのである。

ただし、子約制の採用に伴って米価決定の時期は、これまで出来秋から作付前の春に変更が余儀なくされ、このために、米価体系と算定方式の見直しがいよいよ避けられなくなった。作付前の価格決定によって従来のような早期・超過奨励金の区別が不要になり、奨励金交付を前提にしたパリティ方式の改定が必要になったからである。一方、円滑な集荷業務には欠かせない協力相手となった系統農協は、農民組合と共同で農業中央会議を結成して、80%がパクライン方式による12,400円の要求価格を決定した(5月30日の米価要求合同農民大会)。特に1953/54年産米と二年続きの凶作であったことから、系統農協は申込加算を強く要求した(注44)。しかし、1954年産米以来食管会計はすでに赤字であったために、米価・奨励金・加算金の引き上げはいずれも食管赤字の拡大が消費者米価の引き上げに直結した。デフレ状況のなかで消費者米価の引き上げは期待できなかったために、政府はその財源問題に窮した。

しかも、政権交代が1955年産米の価格決定をさらに難しいものにした。第27回衆議院議員総選挙(1955年 2月27日)に敗北した自由党は下野し(自由党112議席/日本民主党185議席)鳩山民主党内閣が成立した。久々に政権を組織した民主党内閣は最大の功労者の一人である河野一郎を農相に抜擢した。1961年から1962年にかけて再び農相に就任し、戦後農政に大きな足跡を残す河野農相も、この時の農相就任が初入閣であり、米価決定もこの1955年産米の価格決定が初めてだった。そこで、民主党は、1955年産米の価格決定の重要性を考慮して、自由党時代に農相を歴任した広川弘禅前農相を委員長に、党内に米価等対策特別委員会を設置した。「そして河野農相も1955年産米の重要性と困難性を考えて党にあずけるという基本的態度であったため、この党の委員会が、俄然、クローズアップされることとなった」のである(注 45)。後にワンマン農相と言われた河野農相にも、こんな時代があったのである。米価審議のために与党が特別機関を設置するのは、これが初めてのことだった。

一方、野党に回った自由党は、それまでの予約制推進の立場を一変させて、「民主党政府を攻めたてた。・・・かつての与党だけに追求はつぼにはまって鋭かった」(注 46)。政権交代によって大幅にずれこんだ予算審議において、自由党をはじめとする野党は米価問題を予算編成に絡めて質問した。特に 5月17日の衆院農林委員会において松野頼三自由党農林部会長は選挙公約の滅収加算(1954年は後半予想以上の伸び悩み)をただし、審議ストップとなった。審議再開のために河野農相は、140円の減収加算を言明せざるをえなかった(1954年5月20日)(注 47)。この減収加算に要する追加財政負担は183億円であり、食管赤字は年度末に30億円強に達する見込みであり、減収加算で妥協したことによって、食管財政は一段と厳しくなった。

米価審議会小委員会が検討した算定方式に即して行われた1955年産米の各種試算値は、①修正パリティ方式(1953/1954年平均支払価格基準)10,060円、②生産費所得補償方式(80%)*ルクライン)10,070円/10,654円(計算方式により上下数百円の幅)、③従来パリティ方式9,607円、④生産費所得補償方式(95%)*ルクライン、30人未満規模賃金)9,775円、⑤生産費所得補償方式(平均農家)8,279円/9,233円と、まさに各算定方式、価格水準の乱立状態となった(注48)。これら試算値のなかで農林省は当初、農業団体から要求のあった生産費所得補償方式を参酌事項としながら(標準偏差方式10,035円)、①修正パリティ方式による10,060円(財源措置124億円)を準備した(6月15日民主党提示案)。円滑な予約制への移行を重視する農林省は農業団体の主張に配慮していたのである。

これに対して財政事情を重視する大蔵省は、予算米価9,739円以上の引き上げは認めず、予算米価よりさらに低い9,629円を主張した(注 49)。時の蔵相は、"法王"とまであだ名された一万田尚登である。一方、広川委員長は、いちはやく1954,1955年産手取平均米価を平均した10,260円を表明した。この10,260円案は、「初めは政治家の放言らしく」いわれ、問題の財源についても「いかにも政治家らしく三級酒の構想が持ち出され、それによる酒米の値上げ、数量増加と酒税収入の増加をひきあてとして、米価引き上げに伴う財政負担122億円は十分まかなえるとされた」(注 50)。この思わぬ"放言"のとばっちりを受けた酒造業界は大騒ぎとなり、大蔵省は酒税の根本原則に反するとこの広川構想にも絶対反対の立場をとった。これに対して農林省事務当局は算定方式の検討を固め、"政治的"進め方は特別委員会にまかせた。

農林省と大蔵両省の対立はかつてなく厳しく、容易に解消しなかった。当初、米価の早期決定を求める野党要求に応じて河野農相は 5月までの米価決定を約束し、5月30日には米

価審議会を予定した。しかし、5月30日をむかえても河野農相、一万田蔵相ともに全く譲らず、政府諮問をまとめることができず、農林省はやむなく5月30日の米価審議会を米審懇談会に切り替えた。この5月30日の米審懇談会は、6月15日までの米価決定を政府に申し入れて閉会したが、それから約半月後の6月15日に至っても一向に解決の目途がたたなかった。米価遅延の農相警告決議(6月17日)等、野党の要求が一段と厳しくなるなかで、河野農相は今度は6月21日の米審開催を約束してかろうじて息をついた。6月21日の政府諮問をめざして今度は、農林省は、20,060円の農林省案にさらに農業団体の要望が強かった申込加算200円を加えて、10,260円という広川委員長の表明していた価格水準にまで引き上げて、一万田蔵相の説得に努めた。しかし、財源問題・価格水準ともに絶対認められないとしていた大蔵省は、この農林省案にも強硬に反対した。日時切迫にもかかわらず、両省には全く譲歩の気配がみられなかった(注51)。

こうして両省ともに譲らないまま、かといって米価審議会をこれ以上延期することもできずに、農林省はついに第一回以来の白紙諮問を強行した。第一回米審以来の白紙諮問に米価審議会の混乱が心配されたが、敢えてそれをせざるをえなかったところに、米価問題に対する両省の深刻な対立があった(注 52)。農林省が米価審議会に白紙諮問を強行した21日、民主党特別委員会は申込加算200円を加えた農林省案の10,260円を正式に党要求案に決定した。「大蔵省の反対と農業団体の要求との間に立ってさばきかたに苦慮していたが、党としていつまでも決めないというわけにはいかず、米価審議会の開催当日に至ってやっと踏ん切りをつけた」のであった(注 53)。広川構想以来、米価引き上げムードが次第に醸成され、放言が既成事実らしくなっていった。

白紙諮問を受けた米価審議会においては、それに抗議して、第一回以来の東畑精一会長が辞意を表明する一幕もあった。米審軽視の米価審議に会長が抗議して辞意を表明するのはこれが最初である。そして、また、この年の米価審議会には、もう一つ、今までに見られなかった動向がはじめて見られた。それは、白紙諮問に対する米審委員の対応が、独自の検討を主張する石田宥全(社会党)、川俣清音(社会党)、実川清之(日農)らと、あくまで早期諮問を求める石井英之助(販売農協)、荷見安(全中)らとに分かれたことである。今までは一致して政府諮問に異を唱えて米価引き上げを求めてきた生産者委員・政党代表の対応が、野党・農民組合系と、系統農協系に分かれるのは、これが最初であった。

それは、新たに予約制が導入されたために、独自の生産費所得補償方式の主張を貫きたい社会党、農民組合系委員と、予約制導入と申込加算の獲得に重点を置きたい農協系委員と

の間に、思惑の違いが生じた結果であった。結局、他の米審委員の支持を得た農協系委員の主張が通って、米価審議会は政府に改めて早期諮問の申し入れを行った(注 54)。そして、この米審の申し入れを受けて河野農相は、民主党案をテコに一万田蔵相の説得にあたったが、一万田蔵相はなおも納得しなかった。そして、それから一週間後の 6月27日、大蔵省と農林省は、申込加算をつけない最初の農林省案10,060円を政府諮問とすることでようやく合意した(注 55)。

6月29日に政府再諮問を受けて米価審議会が再開された。再開された米審審議において今度は三巻秋子(主婦連)、重枝琢巳(総同盟)の両消費者委員が強く「生産費所得補償方式A」に反対した。「都市の側でも賃金格差は大きく、小規模の企業では半分以下にすぎないという現状があるのに、農家の側のパルクラインに都市の平均賃金を補償をするのでは均衡に失する」という反論である(注 56)。「これまでは低米価を漸次引き上げるということで都市側も納得し、しかも財政負担でカバーするとしたため一致したが、この段階に至ると、財政負担は限界にきていることがはっきりしていずれ消費者価格にはねかえることが必至とみられ」たところに、消費者側にはヤミ米が依然横行していることへの反発、デフレ政策によって都市賃金の上昇がストップしていたことなど、生産者米価の引き上げに対する反発要因が重複していた(注 57)。

答申起草の段階に入ると、予約制を否定し、生産費方式の要求一点ばりの社会党、農民組合と、申込加算を獲得しようという系統農協の対立が再び表面化した。こうして29日の再開以来三日を経過した 7月 1日深夜まで議論した末、米価審議会はようやく答申を提出して閉会した(7月 2日)(注 58)。米審答申は、政府諮問を不適当とした上で、(1)パルクライン方式(生産者委員要求)、(2)消費者米価据え置き(消費者委員)、(3)パリティ方式改定(大川一司ら)、(4)申込加算250円(系統農協)など、各委員の意見を総花的に並べていた(表-7)。6月21日の米審初日から数えて通算12日間、29日の再開からだけでも 4日間を要した1955年の米価審議会は、これまでのところもっとも長い審議期間である。しかし、これだけの時間を審議に費やしながらも、総花的答申に終わったことは、米価審議会の限界を改めて印象づけた。

*審答申のなかで注目を集めたのは、消費者委員が主張していた消費者米価の据え置きと、生産者委員が要求していた80%パルクライン方式が明記されたことである。戦前から生産費方式の採用を要求してきた農業団体も、当時、要求していた80%パルクライン方式の80%という数字に格別な根拠があったわけではなかった。「80%というのは、限界になるべく近いという

(表-7)米価審議会答申(1955年 7月 2日)

- 1. 政府原案の買入価格は、不適当と認める。
- 2,本審議会小委員会第1次報告の趣旨に基づいて、バルクライン農家八割の生産費 を最低として買入価格を速やかに決定すべきである。
- 3,消費者価格は、現行価格を据え置くことを適当と認める。

[付帯決議]

- 1. パリティ方式は、事情変更に即応するようこれを改善すること。
- 2,政府は、集荷の確保をはかるため石当250円以上の奨励措置を講ずること。

常識的な感じがし、それ以上ということで大義名分を果たすし、基本的にはこれでバルクライン方式を米価審議会として承認させたというこで満足し」ていたというのうが、農業団体の実情である。が、以後、農業団体は米審答申明記という思わぬ成果を根拠にしゃにむに「限界なるもの」(80%バルクライン方式)の採用を、米価審議会のたびに政府に迫るようになるのである。

一方、農林省事務当局が米審答申に、標準偏差方式に代わってバルクライン方式を明記するのを了承したのは、たまたま80%バルクライン方式による1955年産米試算値10.070円が政府原案に比較的近かったからにすぎなかった。ところが、高度成長にともなう都市労賃の上昇によって、バルクライン価格は、以後、パリティ価格を大きく上回って上昇することになる。このめたに、米審答申を楯にバルクライン方式の採用を求める生産者委員に農林省事務当局は大いに手を焼くことになる。1955年産米試算値を基準に標準偏差方式に代わってバルクライン方式を認めた"安易な妥協"は、農林省事務当局にとって高くつくのである(注 59)。

米審答申後、農林省と大蔵省は申込加算の扱いをめぐって再び対立した。これ以上の額歩は「絶対できない」という一万田蔵相の強硬な反対によって、農林省と大蔵省の折衡は再び難航した。しかし、結局は、米審答申後に折衝を再開してから一週間後の7月9日、申込加算100円に米価500円分の免税(実質100円相当)を加えて申込加算実額200円ということで、1955年産米価格10,060円(申込加算を含めて10,160円/実額で10,260円)が閣議決定された(7月9日閣議決定)(注60)。こうして、三級酒税創設の広川構想が引き上げのアドバルーンとなって、財源がないと渋っていた大蔵省を大きく牽制し、「一万円米価」が達成さ

れたのだった。

1955年産米の価格引き上げには、追加財政負担226億円を要した。大蔵省はこのための財源を、調整資金100億円をとりくずしたほか、輸入食糧、酒米利益の見積変更、業務用米の新設等、食管会計内で"処理"してねん出した。そして、そうした食管会計内でどうしても処理できない残りの申込加算100円分は、財政負担のかからない米価免税という形で実現された。農林省や民主党がここまで大蔵省に無理強いをして申込加算200円に固執したのは、それが事前予約制度の成否を握ると思われた系統農協の強い要求だったからである。一方、価格では譲歩した大蔵省も、最後まで引き上げに伴う食管会計への一般会計からの繰入れ増を認めなかった。

以上、1955年産米の価格決定においては、予約制移行を重視し、農業団体の要求に配慮する農林省と、財源問題を重視する大蔵省がかつてなく激しく対立し、その両者を調停する形ではじめて与党内に設置された米価審議のための特別委員会が米価調整の役割を果たした。後に自民党政権下で日常化する与党審議の原点は、民主党が広川委員長のもとに設置した、この特別委員会に求めることができる。そして、民主党特別委員会は農林省の要求を受け入れる"形"で米価審議を調停した。ただし、この際、この政治加算を大蔵省があくまで一般会計からの繰入れ増を認めないなど、食管会計内で処理した点に留意されたい。組織的に整備されつつあった与党の米価審議体制は、与党政治家や系統農協に"花"をもたせつつも、財源問題が価格問題を枠付ける、前年に出現した原則を覆すことはなかったのである。

果たして、保守合同ともにこうした米価決定に対する政治介入は、さらに、どのように 変化したのだろうか。この点を明かにするのが、続く第三章第二項の中心課題である。

(Ⅲ-2)自民党政権初期:1956年-1960年

1955年11月に、自由党と民主党の保守合同によって自由民主党が結成され、これに先立っ左右社会党の統一とともに、ここに1955年体制が成立した。実際、この1955年体制下において自民党政権は半永久化するのであるが、当時は、この1955年体制の成立が、政権交代を可能にする自社二大政党制の成立として歓迎され、自社両党の対決ムードはかつてなく高まった。ただし、1956-1960年間の最大の政治争点は、一連の「逆コース政策」の是非

に求められ、米価政策をはじめとする経済政策には置かれなかった。かつてのA級戦犯客 疑者である岸信介内閣の誕生によって、自社両党の対決ムードは最高潮に達した。「日米新 時代」を提唱した岸首相は日米安全保障体制の継続・強化を基本方針に掲げ、さらに憲法改 正を意図して憲法制度調査会(1957年8月)を設置すると同時に、「汚職・貧困・暴力」の"三悪 "追放をキャッチフレーズに政治ストライキに厳しい姿勢で臨んだ。これに対して「逆コー ス政策」を批判してきた社会党・総評の反発も一層強くなり、動評反対闘争、警職法改"悪"反 対運動、反安保闘争、三井三池闘争と、「自民=財界」と「社会=総評」の対決構図が極まるの である。

一方、1955年の神武景気より日本経済は高度成長を始めた。神武景気の後の「なべ底」不 況期には、依然、日本経済に対する悲観的予測が巷にあふれていたが、神武景気に続く岩 戸景気がこれをほぼ一掃した。三年にわたる大型好況となった岩戸景気は、日本経済に慢 性的に存在した過剰労働力を解消させた。極端に出生率が低下した戦争末期に生まれた者 が中学を卒業する1960-61年に、日本経済ははじめて人手不足の状態となったのである。し かし、その一方で高度成長は、技術革新やエネルギー転換についていけない斜陽産業を生 みだした。当時の斜陽産業の典型は、石炭産業と農業である。1955年代後半において農家 と都市勤労世帯の所得格差は再び拡大し、農村からは大量の若年労働者が、人手不足の都 市に流出した。

農村が高度成長の恩恵から取り残され始めていた1956年4月に、河野一郎農相は「新農村建設」を提唱した。「新農山漁村建設総合対策要綱」は、「関税及び貿易に関する一般協定」 (GATT)加盟調印(1955年)を受けて、はじめて「国際競争に伍しうる農家育成」を課題に掲げ、零細小規模な個別農家を農家集団(旧村程度)を単位に適地適作の換金作物の導入をうたった(注 61)。具体的には、(1)土地改良、(2)共同利用施設・農機具、(3)有線放送施設、集会所等、様々な事業リストのなかから補助事業内容を3年程度の年次計画に基づいて選択する(メニュー方式)もので、相次いで時限を迎えていた広川農相時代の議員立法による補助事業を母胎にしていた。一時は有線放送事業と皮肉られたほど有線放送や集会所の助成が多かった新農山漁村建設事業であるが、後には土地改良、草地造成、共同トラクター購入等の比重が高まり、これが基本農政時代の農業構造改善事業に連なる。

けれども、新農村建設の中核である適地適作の成果は芳しくなかった。農林省が力を入れた酪農、養蚕、果実いずれもが、なべ底不況時(1957-58年)に価格暴落に見舞われたからである。その結果、農林省の指示に応じて設備投資した農家ほどその被害が大きくなる最悪

の状態となって、適地適作はかけ声倒れに終わったばかりか、農政に対する農家の不信が 高まった。農地改革によってにわかに高まった農政に対する信頼は、この価格暴落による 新農村建設事業の失敗を契機に、以後、今日に至るまで、根底から揺らぎ続けることなる のである。

1958年下半期以後の景気回復(岩戸景気)期においても農産物価格は容易に回復せず、農村の将来の"暗さ"が際だった(注 62)。「農業曲がり角論」がしきりにマスコミをにぎわした。三種の神器ともてはやされた家電の類は農家にはなかなか普及せず、農村からは若者の姿が急速に消えた。新農村建設事業の一貫で農林省が鳴り物いりで宣伝して「新しい村づくり運動」のスローガンを募集したとき、一番人気のあったのが「おらが家にも嫁のくるよな村づくり」だった(注 63)。農業就業者は1950年の1,610万人から1.485万人(1955年)を経て1960年には1,196万人まで減少した。

しかも、農家戸数は約600万戸でさほど減少しなかったので、農業就業者の減少によって 農家経営の零細性が改善されたわけではなかった。二兼農家は戦前の約30%に対して、60% (400万戸)にまで増加し、農外所得の伸びが農家所得の増加を支えた。"三ちゃん農業"と言 われたように、農業の担い手は、働きざかりの男子を除いた"じいちゃん""ばあちゃん""か あちゃん"の"三ちゃん"へと移行したのである。農村青年の強い流出にいくらかでも歯止め をかける政治施策が農村からは熱望された。農林省内においても、適地適作の失敗を一つ の契機に、"適地適産""新農村建設""生産性向上"といった"スローガン"農政から脱皮して、 一貫した農政を確立すべきだとの見解が強くなり、1959年5月には当時の農業経済学者が 総動員されて、「農林漁業基本問題調査会」が発足した。そして、この調査会が約一年後に 提出した答申に基づいて農業基本法が制定されるのである。

なお、「新農村建設」を提唱した河野農相は、同時にコメの統制撤廃と農業団体再編を目指したが、いずれも挫折に終わっている。農政に一箇言を持ち、農業関係企業を有力な資金源にしていた河野農相(注 64)は、就任早々(1954年12月 9日)にコメの統廃を言明し、米穀懇談会(1954年12月/石黒忠篤会長)を設置していた。しかし、米穀懇談会においては時期尚早であると見解が強く、約 1ヶ月弱のスピード審議の結果、米穀懇談会は生産者の自主的売渡と集荷業者の活動促進(事前売渡制度)に言及した穏健な答申を提出して終わった(1955年 1月15日)(注 65)。

次いで1955年産米価の決定直後に河野農相は、「農産物価格対策協議会」(1955年 7月/東畑精一議長)、「食糧関係調査会」(1955年 8月/荷見安会長)、「食糧懇談会」(1955年12月)を

相次いで設置した。このうち、学識経験者を中心に食管制度の改善方向を諮問した食糧関係調査会は、農協中興の祖と言われた荷見安会長のもとで、「内地米の基本的構造に変化なく、需給と価格の不安定が予想される見通しの下においては、現行制度が果たしてきた役割は維持存続すべきものと考える。現状においては現行制度をつづけることが可能である」と、統制撤廃を明確に否定した答申を提出した(1955年12月17日)(注 66)。

統制撤廃に慎重な農林省を嫌った河野農相が経済企画庁所管で内閣に設置したといわれた農産物価格対策協議会(農産物価格政策全体の総合的な価格政策について諮問)も、「コメの統制は、当面は現在の体制を続けつつも、需給上形成されると思われる価格水準に近付けていく」と、現行制度に肯定的な答申を提出した(12月23日)(注 67)。1956年度食管制度運営の基本大綱を検討した食糧懇談会も、①予約制度の統行、②生産者価格の一万円維持、③外米の価格引き下げ無制限販売、④食管会計の収支均衡、の各点で合意したにとどまり、これで早急な食管改革は一応棚上げとなった(12月28日)(注 68)。

こうして統制撤廃が見送られた背景には、予約制移行以後、食管堅持を高く掲げた系統 農協の強力な反対運動があったほか、全国28,000人の食糧検査官を抱えた農林省の消極的 な姿勢があった。食管制度の歴史もすでに20年を越えて、その機構には農家一農協一輸送 業者一コメ問屋と無数の業者が密接に結び付いていた。石黒、東畑、荷見といった有力な農 林省〇Bや農林省となじみの深い学識経験者、系統農協の有力幹部が会長を務め、農林省の 役人が答申を作文したこれら審議会が、統制撤廃に好意的な答申を出すことはなかった。 1950年以来の統制撤廃論で鍛えられた農林官僚は、「学識経験者を中心にした懇談会、調査 会をつくり、大臣のややずさんな構想の具体化は困難だ、という結論を作り上げて」、実力 大臣のホコ先をかわす術をすでに心得ていたのである(注 69)。

また、河野農相は新農村建設事業に絡めて、「農民会構想」(平野三郎案)を提起している。 新農村建設事業は各市町村に設置した「新農村建設協議会」(役場・農協・民間の三者構成)が 推進主体となったが、農民会構想はこれに代わって改組した農業委員会(農民会)を当て、 同時にこの新団体(農民会)に農業共済・営農技術指導・市町村農業統計・行政事務代行の機能 を持たせるとした。農民会構想は戦前の農業会を連想させる農民会構想であり、農業委員 会を基礎に農政浸透、農民利益代表、営農指導の機能を持つ役所直系の農政機関を願ってい た農林省はこの農民会構想を支持した。

しかし、この農民会と競合し、経済事業に専念することを求められた系統農協が農民会 構想に強く反対した結果、この農民会構想も実現しなかった(注 70)。当時において会員6 00万人、役員20万人を抱えていた系統農協と、役員15万人の農業委員会ではその政治的動員力には決定的な差があったのである(注 71)。こうして、様々に試行錯誤を繰り返しながら、1956-1960年の5年間に、食管制度-系統農協-農林省-自民党という現在の農業保護体制が、整備されていったのである。

昭和31年産米/1956年

[保守合同と引き下げ]

1956年は戦後日本にとって節目の年である。1955年頃までに日本経済は住宅を除いてほぼ戦前水準を回復した。電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機の三つの家電商品が"三種の神器"(高嶺の華のあこがれ)とされ、1956年版経済白書は改めて戦後の終わりを宜言した。都会に就職する中卒者を運ぶ就職列車第一号が走ったのも1956年であれば、保守合同によって結成され自由民主党がはじめて米価決定に臨んだのも、1956年産米の価格決定からである。景気動向に関して言えば、1953-1954年の引締め政策を経て1955年後半より景気は好転していた。1956年半ばまで続くこの好況はインフレなき経済成長であり、数量景気と呼ばれた(1955年平均の消費者物価指数、農業パリティ指数ともに1%程度)。この好況が消費者が忌み嫌うインフレをほとんど伴わなかったことは物価当局にとって幸いであり、パリティ指数(1950-51年基準)118.9に基づく前年度方式試算も10,000円をやや上回る10,055-60円程度にとどまった。

一方、コメの需給事情はさらに緩和していた。1955年産米が478.5万トン(3,189.9万石)の大豊作となって、食糧庁は集荷不振どころか、置き場に困るほどの3,000万石以上のコメを買い込み、1956年10月末でも500万石以上の古米を抱えた。この1955年産米の豊作によって日本は20世紀初頭以来、久々にコメを自給できる体制が整ったのである。ヤミ米価は大幅に下落し(1953/54年に13,000円水準だったのが、1955年には11,000円台に)(注 72)、集荷数量の大幅増加と時期別格差の予想以上の伸びによって1955年産米価は実績で10,259円(追加財政負担343億円)にまで膨らんだ。このために、1955年産米価格の無理な引き上げによって余裕がなくなっていた食管会計は、ついに一般会計から67億円の損失補塡繰入れを要した。収支均衡型の1956年度予算において予算米価は9,960円で編成されていた。しかも、参議院選挙を控えて政府は5月初めに消費者米価の据え置きを決定したために、農林省にとっては一万円米価の実現にすら財源問題に苦慮する事態となった(注 73)。

当時、農業団体再編問題でもめていた全国農協中央会と全国農業会議所は米価決定に関しては例年通り共闘し、前年要求12,400円を下回る「昨年以上の基本米価」を1956年産要求米価とした。日本農民組合や全国農民組合など農民組合の反発によって中央農業会議の要求米価はややもどされて11,241円となった(5月29日)が、この中央農業会議の要求水準も前年度要求水準を下回っていた。厳しい財政事情とデフレ状況のなかで、「生産費所得補償方式の採用と歩留加算の新設に力点を置き、米価水準そのものはおおむね前年並みの実現を目途として無理押ししないという空気が支配的だった」のである(注74)。食管会計の逼迫と需給緩和のなかでいたずらな高額要求が消費者や財界を刺激して食管統廃論がぶりかえす事態を、全国農協中央会は強く懸念していた。

作付前の米価決定を目標に早期算定を河野農相に指示された清井正食糧庁長官以下農林省事務当局は、算定方式の技術的検討を進めていた米価審議会小委員会と並行して、手取平均10,057円の農林省案を作成した(6月 4日)(注 75)。理論的に難点のあった前年方式の基準年次(1953/1954年基準)を従来の1950/1951年基準にもどし、奨励金相当分を付加するために1953/1954年のパリティ価格と実際の政府支払い平均価格の比率で調整したもので、前年より約100円低い引き下げ米価であった。統制撤廃を念頭に置く河野農相には、一般適念に合致した約一万円というきりのいい価格水準での若干の引き下げにアレルギーはなく、河野農相と農林省事務当局の間には、「①基本米価はパリティ方式による"経済"米価、②予約格差・時期別格差等の奨励金については農相政治判断」という合意があった(注 76)。引き下げ諮問には大蔵省も合意し、"引き下げ"米価決定前後に参議院選挙公布となって出方が心配された与党自民党も、「前年より下がるのは好ましくないが内容をきけばもっともであるし、前年並にならないかという希望意見はあったものの、大勢は政府原案を了解した」(注 77)。

6月7日の米審懇談会に続いて8日9日の両日、都道府県会館で米価審議会が開かれた。 米審審議においては小委員会審議と同様に算定方式論議で生産者委員と消費者委員が対立 したほか、同じ生産者委員でも、歩留格差の新設を強く要求する西日本出身委員と、歩留 格差の新設によって時期別格差が削られることをおそれる東北・北陸の早場地帯出身者との 間で意見が対立した。この対立も元を質せば、基本米価の引き上げの展望が開けず、早く から生産者の関心が加算金や奨励金に向けられたことの結果であった。こうした生産者委 員の足並みの乱れもあって、いつもは攻勢のはずの生産者委員や社会党委員も、逆に河野 農相に「集荷がうまくいかないというなら商人系の集荷業者を使う」とか、「歩留加算を多想 にすることは統制撤廃に近づくことだ」などと、脅かされる始末だった(注 78)。それは、 二度目の米価決定で勝手を知った河野農相の自信の表れでもあった。

米価審議会において河野農相は歩留加算・予約格差での譲歩を約束したが、基本米価の引き上げは明確に否定した。このために米価審議会は政府諮問をめぐって意見が対立し、起草小委員会は三度にわたる決裂の危機に陥った。しかし、などんかまとめようとする大川一司委員(一橋大学教授・統計学)の説得もあって、9日午前6時に米価審議会は、「パルクライン農家80%の生産費を最低として基準価格を決定すべきであるが本式により正確に基準米価を算定する資料の整備が充分ではないので、さしあたり、昨年産米価格を下らざるように決定すべきである」との答申を提出して閉幕した(注79)。ちなみに、今回をもって米審委員を退くことを決意した東畑会長に代わって、学識経験者の代表の一人として米審審議をリードすることを期待されたのは、この大川委員である。

米審終了後の 6月12日、河野農相の言質に従って、歩留加算25円・予約格差100円を加えた10,070円(政府原案より13円高)で1956年産米価が閣議決定された。もっとも、引き下げ米価にはやはり自民党にも不満があり、閣議決定前日の11日には10,109円とする政調審議会案(歩留加算50円(+25円)、予約格差125円(+25円))が提出され、翌12日にはこの政調審議会案が自民党総務会で正式に決定される雲行きにまで発展した。このうち、3億円程度の捻出で済む歩留加算に対する要求が自民党内で特に強かった。けれども、食管赤字200億円を理由に大蔵省・農林省事務当局は、ともに自民党政調会案に反対であり、河野農相も「米価は毎年上がる傾向にあり、これ以上引き上げるべきではない」という意向が強かった。このため、12日に政府は予定通り1956年産米価を閣議決定し、その後の翌13日、河野農相、一万田蔵相が自ら厳しい財政事情を自民党総務会で説明して事無きをえたのであった(注 80)。河野、一万田という大物大臣であったにせよ、結党当時の自民党は大物大臣の事後説明でも十分に了承が得られたのだった。

こうして注目された、自民党結党以来はじめての米価決定は、意外にもあっさりと1954 年産米価に次ぐ二度目の引き下げに終わった。それは、団体再編や統制撤廃問題などで農業団体が守勢にまわったこともあって、米価の大半は農林省・大蔵省の事務折衝で詰められた上に、河野農相の政治判断による微調整で決着した結果であった。しかし、このあっさりと決まった引き下げ米価によっても、集荷量の増加のために食管会計損益337億円が生じ、これが1957年産米価決定の大きな問題となり、米価決定は自民党結党後はじめての節目を迎えることになるのである。 1956年産米価の決定に伴って生じた食管会計損益337億円のために、1957年産米の価格決定は生産者米価の価格水準を中心に進んできた、これまでの米価決定とは打って変わって、子算段階から消費者米価引き上げの是非を中心に米価論議が進行する異例の展開となった。1957年度予算の編成において、農林省と大蔵省の事務当局は食管赤字解消のために消費者米価の引き上げを決意した。ここ数年の安定した物価状況のなかで、ともすれば消費者の反発をかって、食管制度の崩壊につながりかねない消費者米価の引き上げは見送られてきた。農林省事務当局は消費者米価の引き上げに、多くの政治的困難を予想していたのである(注 81)。だが、食管堅持のためにも、これ以上食管赤字を放置しておくこともできないと判断した農林省事務当局は、現行10kg当たり790円の消費者米価を60円引き上げて850円とすることを勘案した。この消費者米価の引き上げによって、約90億円の食管赤字の演類が見込まれた。

そこで、小倉武一食糧庁長官以下事務当局は意を決して、予算米価の引き上げを既成事実に消費者米価の引き上げを図ろうと、井出一太郎農相に消費者米価引き上げを諮ったところ、井出農相はこれに理解を示し、池田勇人蔵相と協議の上、1957年度予算に消費者米価の引き上げを盛り込むことを即座に決定した(1957年 1月 8日予算編成閣議)。消費者米価の引き上げ方針がことのほかあっさりと決って農林省事務当局も意外なほどであった(注82)。若干、45才の若き青年大臣だった井出は、京都大学で農業経済学を専攻した学院即の文人政治家であり、松村謙三らともに国民協同党に属して農地改革にかかわった農政道でもあった。

ところが、消費者米価の引き上げが閣議決定された後になって、河野一郎前農相らを中心に消費者米価引き上げ絶対反対の主張がにわかに活発になった。「配給価格756円維持は自民党の公約であり、食管赤字は100億円の一般繰入れによって措置すべきだ」というのが、彼らの主張だったが、その背後には鳩山後の不安定な政治情勢が密接に関係していた(生83)。当時、日ソ国交回復を花道に引退した鳩山一郎首相(1956年12月)に代わって、劇的な「二位・三位」連合で勝利した石橋湛山が首相に就いていた。しかし、「二位・三位」連合で勝利したとはいえ、党内最大多数の岸派に河野派、佐藤派を反主流派に回していた石橋内閣は

党内基盤に不安があり、予算審議を前にして主流派内部(石橋派、石井派、池田派、三木派、大野派)の結束固めを狙って、解散情報がしきりに流されていた。

しかし、この解散情報には反主流派(岸派、河野派、佐藤派)が逆に態度を硬化させて、解散ならば消費者米価の引き上げを認めないという立場を表明したのであった(注 84)。それは、食管赤字という自ら残した置き土産を利用する河野前農相の"悪知恵"だった。こうして、農林省の消費者米価引き上げ戦略と自民党内の派閥抗争によって、「予算編成のための便宜的措置」のはずだった予算米価が、政治争点として急浮上した。河野前農相らは、低所得者配給米構想(消費者米価は引き上げる代わりに価格を抑制した低所得者向きの配給米を創設する構想)等、一切の妥協案を拒否したため、井出農相も最後は予算米価の引き上げを断念した。便宜的措置である予算米価の引き上げをたとえ断念しても、消費者米価を引き上げることは可能だったからである。

消費者米価の引き上げをなおも目指す農林省は、次いで1957年 3月に食管制度全般の合理化対策を検討する『臨時食糧管理調査会』(東畑精一会長/大川一司、馬楊啓之助ら学識経験者だけで構成)を設置した。あらかじめ食管制度の経費節減や合理化を試みた上で、消費者米価引き上げに対する世論の理解を得ようというのが、調査会を設置した農林省の意図だった。臨時食糧管理調査会は、ムダを節約して食管赤字を減らしてほしいという素朴な庶民感情に配慮して、食糧管理特別会計の中間経費・事務経費の洗い直しを宣言するなど、世論関心に留意しながら断続的に審議を進めた。当時の食管会計は、総額8,000億円の大会計でありながら、専門家ですら実態を十分に把握しておらず、別名"ドンブリ"勘定と言われていた。

そして、6月11日に臨時食糧管理調査会は、消費者米価と生産者米価の二重価格制度を否定し、同時に一万円台の生産者米価と家計米価内の消費者米価引き上げを概ね妥当と認める答申を提出した(注 85)。ちなみに食管会計については米・麦・輸入食糧など部門別勘定分類を提案し、疑惑の対象であった中間経費に関しては、戦前の食管経費に比べて割安であると明記した。さらに、集荷経費・運送費・保管料・金利など費目ごとに分類勧告し、運賃・保管料・金利については消費者負担を打ち出した(注 86)。なお、現行の食管特別会計は、この時の答申に基づいて改定されたものである。逆に言えば、この時の答申を最後に今日に至るまで食管特別会計の制度的な見直しはされていない。少なくともこの1957年産米の価格決定までは、消費者意識に配慮した制度的見直しを提案しうるほどの制度的な柔軟性を政府は持ち合わせていたのであり、それはまた、米価引き上げを警戒する消費者意識の

強さのあらわれでもあった。

臨時食糧管理調査会の答申は、大筋としては食管制度に基づく現状是認を匂わせた答申であり、中間経費の中に伏魔殿のようなからくりを期待していた世論は失望した。しかし、少しでも食管会計の疑惑を晴らして、米価値上げの消費者理解を得たいという農林省にとっては願ってもない答申であった。臨時食糧管理調査会の審議と並行して省内協議を進めていた農林省事務当局は、食管法解釈上問題のあった同時諮問を食糧調査会の"お墨付き"でクリアしたとして、生産者米価と消費者米価の同時算定を進めた(注 87)。かつて一度は導入を試みながら最終的には断念した同時諮問が、生産者・消費者両米価の有機的連関を意識した米価審議の証であると、判断していたからである。それは、農林省お得意の審議会方式による消費者米価引き上げに向けての巧みな世論形成の一貫でもあった。

好景気による農業資材不足等で農業パリティ指数(1957年 4月)は124.35(+5%)となり、1957年産米の前年度方式試算値は10,590円となっていた。これに対して、消費者米価の引き上げを見込んでも、予算米価以下500円が財政的な限界と判断した農林省は、1954/55/56年を基準年次とする修正パリティ方式による10,170円(+100円)を農林省案とした。1956年基準パリティ方式(予算米価方式)による10,166円を主張した大蔵省も、約一万円という農林省案に強い異論はなく、この農林省案が生産者米価の政府諮問となった(注 88)。一方、すでに政治問題化していた消費者米価の算定には農林省・大蔵省ともに苦慮した。これまで生産者米価ほど問題にならなかった消費者米価には、入念な算定根拠や算定方式は存在しなかっただけに、農林省は引き上げ幅設定に窮した。当初は、小倉食糧庁長官の決断で「家計米価」内という根拠に基づいて862円(現行790円)を提案したが、臨時食糧管理調査会の反発を考慮して、(a)850円の範囲内で 8月 1日から値上げ実施、(2)低所得者階層に対する安価な混合米(内地米に準内地米を混ぜる)の準備、という方針に切り替えた(注 89)。

これに対して農業団体は強く反発した。米価審議会と異なって臨時食糧管理調査会が学 識経験者のみで構成されていたために、農業団体はいわば蚊帳の外に置かれた形で、同時 諮問による米価審議が進行していたからである。農業団体としてみれば米価審議会に活用 せず、敢えて臨時食糧管理調査会を設置したことは、農業団体はずしにほかならなかった。 全国農協中央会は80%パルクライン方式11,400円に1957年産米要求価格を決定し、同時諮問を食 管法違反としていち早く反論した(注 90)。そして、前年の米価審議会においては足並みが 乱れた農民組合も全国農協中央会に同調し、11,400円という統一要求があっさり決定され た。6月13日の東京芝公会堂では、全国農業会議所・全国農協中央会・中央農業会議・農民戦 線統一協議会の四団体共催で「米価要求全国農民大会」が開催され、農民代表約2,000人が気勢をあげた。

一方、消費者団体の活動もいつになく活発だった。総評、日本婦人団体連合会、日本生活協同組合連合会、日本労組福祉対策協議会、中央農業会議所、全国農協労組協議会、婦人民主カラブなど十六団体は「全国食糧対策連絡協議会」を結成して、食糧調査会の答申発表当日に値上げ反対の声明を発表した。生産者米価の引き上げを決議した中央農業会議が、消費者米価に際してはその据え置きを決議している点がミソである。中央農業会議は、食管制度の建前に従って、財政負担の増加による解決を求めていたのである。全国食糧対策連絡協議会は、続いて6月13/14日には都内主要駅での「値上げ反対」のチラシをまき、翌15日には井出農相陳情と米審委員懇談会開催、さらに米審直前の20日には新橋ステージに2,000人動員して「消費者米価値上げ反対国民大会」を開催した。全国食糧対策連絡協議会は、低所得者に対する配給米構想を、池田蔵相の「貧乏人は麦を食え」式の考えだと批判していた(注91)。

政府の家計米価方式によれば、経済成長によって改善された都市勤労世帯の家計は、9% 程度の消費者米価引き上げを十分に消化できるはずであった。しかも、当時の都市の生活 水準は農村の生活水準より高いはずである。しかし、エンゲル係数でみれば、1956年の都 市のエンゲル係数46.51は、戦前(1934-36年)の35.8よりもまだ高い。また、消費者米価の 引き上げ方針が打ち出された 6月には、景気過熱による物価高を警戒した政府が引締め政 策に転じていた。さらに上昇傾向にあった消費者物価のなかでも、食糧庁の予想以上に消 費が伸びていたコメ(ヤミ米)の価格上昇が際だっていた [(図-4)参照]。このために、 この時期の消費者米価改定には、「臨時食糧管理調査会の答申を夕テに政府がせっかちに値 上げを国民に押し付けようとしている」という反感を、消費者はどうしても感じざるをえな かったのである(注 92)。

一方、すでに政治化していた1957年産米の価格審議に際して自民党は、ことの重要性を 鑑み、かつての民主党特別委員会にならって、臨時米価対策特別委員会を設置した(1957年 6月 4日)。自民党が米価審議のための特別委員会を設置するのはこれが最初である。委員 長には農林省〇Bで経済安定本部長として米価決定にかかわった経験をもつ周東英雄が、 また小委員長には自由党時代から米審委員として米価審議に参与していた松浦東介が就任 した。周東委員長、松浦小委員長をはじめ、塚田十一郎政調会長、三木武夫幹事長ら前石橋内 関主流派の多くは値上げ容認の立場であり、臨時米価対策特別委員会の設置には明かに消 費者米価引き上げ承認に向けた実績作りの側面があった。

これに対して、予算米価引き上げに反対した河野前農相、重政誠之ら旧反主流派は、今度も消費者米価の引き上げに反対であり、この特別委員会において引き上げ反対論を展開した(注 93)。今度の反対は河野の宿敵"池田蔵相"追い落しネライとも言われたが、院内外で派手に展開されている据え置き運動に党内同調者が増加することを警戒した党幹部は、慎重に議論を進めざるをえなかった。13日臨時米価特別対策委員会、14日政府与党懇談会、18日特別委員会小委員会、21日同小委員会と審議日程を引き延ばしながら党幹部は党内説得にあたった(注 94)。

しかし、話合いは平行線のままであり、いつまでたっても決まらぬ政府諮問に苛立った 新聞社説は、「米価政策に責任をとろうとせぬ政府与党」と題して次のように論評した。「この一月に、政府が消費者米価の値上げを企てたが、与党内部の反対からこじれ出し、自分で始末をつけられなくなったので、臨時食管調査会を設けて、民間の意見を聞くことになった。調査会は若干の値上げはやむを得まいとの答申を行ったが、与党内の意見調整ができないでもたついている。値上げに対する反対が強いので、政府も与党もその責任をとる自信がないのである。こんなことなら、始めから調査会などを設けぬがよい」『朝日新聞社説』(1957年6月19日)と酷評した。結局、臨時米価特別委員会と総務会は、「政府は米価審議会にはかった後、本年産米の米価を決める際には必ず事前に自民党の意見を聞き、これを尊重すること」と、米審後の最終決定持ち越しを申し合わせて、農林省案の政府諮問を了承した(注 95)。党内意見を集約できない臨時米価特別委員会は、ボールをとりあえずは米価審議会に投げ返したのである。

米価審議会は 6月28日午後1時半より 7月 1日午前 1時すぎまで開かれた。米審初日の昼前から会場となった九段の全国都道府県会館には、"反対""要望"の陳情団が入り交じり、大変な騒ぎであった。会場入り口の前には、主婦連、総評、社会党婦人部など消費者代表約100名が陣取り、「米価値上げで家計は赤字」、「減税は高運賃・高米価・高物価で消える」と書かれた大きなおしゃもじを二つ抱えていた。一方、三階の会場に続く狭い廊下には農民代表約50名がならんだ(注 96)。消費者米価の引き上げが焦点となった1957年においては、米価審議会にしてはめずらしく、農民代表より消費者代表の多さが目についた。米価審議会の傍聴は、当初、議員秘書や報道関係者に限られていたが、主権回復後に"政治的"な盛り上がりをみせているうちに、審議公開の原則がいつのまにか拡大解釈され、米価審議会における委員の一言一言には、会場内外を埋め尽くしたこれら動員者の拍手と怒号が飛び交

うようになっていた。

米審論議は前年に増して厳しいものになった。臨時食糧管理調査会の委員を兼任した大川一司ら一部学識経験者を除けば、生産者委員や消費者委員の利益代表委員ならずも、米価審議会では、米価審議会を頭越しにした臨時食管調査会答申を重視する農林省のやり方に不満が強かった(注 97)。例になく盛り上がった消費者米価論議に、社会党委員、総評代表、農民組合等は"労農提携"を称して、「生産者米価引き上げ・消費者米価据え置き」を共同で求めた。本来は利害が対立するはずの生産者委員と消費者委員の奇妙な"労農"提携は、昭和20年代より萌芽的にはみられたが、ここにいたって強化された背景には明かに1955年体制(社会党=総評プロック)の成立があった。

しかも、第一回米審以来会長を務めてきた東畑精一に替わって、1957年から米審会長となった湯河元威が、元農協幹部であると同時に農林省〇Bでもあったために、農民組合出身の生産者委員や消費者委員、社会党委員は湯河新会長に決して好意的ではなかった。とりわけ、社会党にしてはめずらしい東大出身で、早くから将来を嘱望されていた後の委員長成田知己新委員の"ハッスル"ぶりに、米審審議は大いにかき回された(注 98)。そればかりか、今回の米審においては、いつもは政府の立場を擁護するはずの自民党議員までもが、米審後の党内論議や政府折衝を有利にしようと、社会党議員に負けじと米価審議会で消費者米価据え置き・生産者米価引き上げ論を展開した。この結果、だれも積極的に支援しない米価審議会で、インテリ青年農相の井出ただ一人が攻撃の矢面に立たされた(注 99)。湯河新会長は世話人会や起草委員会の設置など議事運営の合理化に努めたが、はかばかしい効果はなかった(注 100)。

米審審議は「生産者米価につける予約格差」と「消費者米価の引き上げ」の是非を争点に進んだ。特に消費者米価の算定根拠のおざなりさに批判が集中した(注 101)。30日夕方からはじまった答申起草は難航し、7月 1日午前 1時すぎになってようやく、「消費者価格の値上げについては現下の社会経済事情の下においては適切とは認められない」、「政府買入価格は生産費および所得補償方式による再生産を確保しうる額を目途として定むべきである」という答申が発表された(注 102)。生産者米価、消費者米価についてそれぞれ生産者委員と消費者委員の主張を全面的に採用した二論併記の答申である。異なる二つの視点からとはいえ、米審答申が政府諮問を否定したことによって、砂田重政総務会長(河野派)、三木幹事長5党幹部が内閣改造後(7月中ごろに予想されていた)の消費者米価決定を主張するなど、党内債勢は「値上げ反対」もしくは「値上げ見送り」でさらに固まった(7月 1日午後院内での

政府与党首脳会談)。

このために農林省と大蔵省は政治折衝に備えて、自民党要求を全面的に受け入れた生産者米価10,322.50円(+252.50円/時期別格差・申込加算現状維持、歩留加算35円(合計加算額152円)を決定したが、岸首相の意向を盾に池田蔵相は消費者米価と生産者米価の同時値上げの原則は崩さなかった(注 103)。しかし、すでに見送りで固まった自民党と政府の政治折衝は生産者米価の譲歩では拉致があかなかった。翌 2日の総務会審議は休憩のまま散会となり、米価審議は政策審議会へ差し戻された(注 104)。調停役の塚田政調会長は、「消費者米価をなるべく速やかに値上げすること」という抽象表現で政策審議会をまとめ直したが、翌 3日の臨時総務会においては「値上げ」という表現が「決定」に修正されて、「消費者米価は諸般の情勢を考え、なるべく速やかに決定する」という文面で自民党要求が決定された(注 105)。

しかし、この自民党要求案には今度は大蔵省が反発した。森永貞一郎事務次官、石原馬夫主計局長ら大蔵省幹部は、翌 4日の政府与党首脳会議において、「精米の消費者価格は10kg当り850円程度とし、その実施については諸般の情勢を判断して可及的速やかに(遅くとも10月1日までに)決める。なお、低額所得者に対しては安い配給米を用意する」という具体的な金額と期日をもりこんだ文面に押し返した(注 106)。そうすれば今度は、翌 5日の自民党総務会でケチがつき、「政府値上げ案は納得できる根拠が乏しい」、「『遅くとも10月1日まで』と決めることは時期尚早である」、「低所得者のために安いコメを用意するという表現は印象として好ましくない」等批判が相次いだ。それでも総務会は、ついに字句上の表現修正を条件に消費者米価の取り扱いを党三役へ一任することを決定した。

こうして1957年産米価格は、5日の持回り閣議において、「精米の消費者価格(基本配給)は、10kgあたり平均850円をこえない範囲とし、その実施については、諸般の情勢を勘案して可及的速やかに(遅くとも10月 1日までに)別に決める。なお別途品質によって区別し一部低廉な価格に据え置く配給米を用意する」(注 107)ということで正式に決定された。こうして、1957年産米の価格決定は、農林省が期限とした 6月いっぱいより約一週間遅れたが、この引き上げによって食管会計は、デフレ経済のなかでしばらくは小康状態を保つことになるのである。いずれにしても、お得意の審議会方式にたよらざるをえなかった1957年度米の価格決定は、最終的には消費者米価の引き上げに終わったとはいえ、逆に消費者米価の引き上げに対する政治的反発の強さを証明した。逆に言えば、時あたかも、農工間格差が拡大しつつあった1957年の時点で、食糧管理費の大幅増加を認めない限り、間接的に生

産者米価を抑制することになる、消費者米価据え置き論の立場をとった自民党の大勢は、 明かに生産者米価引き上げに向いていなかったのである。

昭和33年産米/1958年

[事前決着と農相缶詰事件]

1957年 6月以来のなべ底不況が1958年の 6月に底入れしてから、景気は急激に回復し、以後、1961年12月まで連続42ヶ月間の景気上昇となる。そして、この間に、家電を中心とした耐久消費財が普及し、日常生活は眼に見えて豊かになっていくのである。つい二、三年前まで、三種の神器の一角を占めていた電気掃除機がテレビと入れ替わり、テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫という新三種の神器が誕生する移り変わりの早さだった(注 108)。しかし、この時期において工業製品に対する消費支出が大幅に上昇したのは、依然、都市世帯に限られていた。1957年のデフレ政策によって農産物価格は低迷していた[第一章(図-17)参照]。農産物価格の低迷によって農業所得は伸び悩み、家電はおろか農作業の省力化のための機械化導入も思うにまかせない農家が多かった。農村では昔ながらの過酷な労働が強いられ、「東北農民の早老」が話題となった(注 109)。こうしたなかで1958年産米の価格決定の焦点は、前年度方式による引き下げ米価を据え置くか、そのまま引き下げとするかに絞られた。

農業パリティ指数の低下(5月パリティ指数123.82で前年同月-0.66)によって前年度方式 試算値は10,162円となり、前年の最終米価10,322円、諮問米価10,170円ともに下回った。 しかも、1958年産米は史上最高の大豊作であった1955年産米に次ぐ出来高と言われ、農村 のヤミ米価水準は11,587円にとどまった。1951年を100とすれば、ヤミ価格は凶作年である 1953年の131をピークに、1956-57年と安定的に下落し、1957年には109まで低下していた勘 定である。こうしたヤミ米価の動向は、1957年産米価が138と上昇傾向にあった政府米価と と対照をなした(注 110)。農林省事務当局は政府米価が均衡価格に近付きつつあるという 事実認識にたち、いたずらに"政治的考慮"を払わず、前年方式に基づく10,166円を農林省 案とした(注 111)。昨年産の生産者米価10,322.5円が実績で10,161円にまで低下したこと を引き合いに、農林省事務当局はこの引き下げ試算がそう決して低いものではないと説明 し、大蔵省事務当局もこれに同意した。

一方、自民党内は、「話合い解散」による第28衆議院議員総選挙(1955年体制成立後初/19

58年 5月22日投票)(注 112)と政府党役員人事(6月12日/17日)のために、米価決定の直前まで1958年産米価格に対しては白紙の状態が続いていた。いよいよもって米価決定が近付いた 6月18日午前に、小倉武一食糧庁長官より農林省案を提示された福田赴夫政調会長6自民党幹部は米価対策特別委員会(重政誠之委員長)を設置して審議を開始し、23日には「(1)前年価格を下回らないこと、(2)おおむね自民党と意見の一致した政府諮問とすることを申し合わせた(注 113)。

(1)据え置きという価格水準は、総選挙における各政治家の個人公約に基づいていた。他の農産物価格が暴落し、早くから引き下げ予測がとびかうなかで全国農協中央会、全国農業会議所、全日本農民組合、中央農業会議等は80%がからい方式による要求米価11,480円の実現を迫り、社会党米麦小委員会(石田青全委員長)もこの統一要求を支持していた(6月18日)(注114)。自民党は党として米価水準を公約したわけではなかったが、調子の良い数字を個人公約した候補者は少なくなく、自民党としてもせめて据え置きを確保しなければ格好のつかない状況にあった(注115)。

また、「(2)おおむね自民党と意見の一致した政府諮問」とは、従来の農林省・大蔵省事務当局による事務的な政府原案に代わって、「政府諮問の段階で自民党の要求(政治加算)を考慮し、そこで決定した政府諮問を事実上の最終決定として、米審の審議、答申のいかんにかわらず、これを動かさない」という、米価調整方法の変更を求めるものだった。米審で発言するのは生産者委員か、野党委員が圧倒的に多く、これが逐一報道されるので、あたかも野党の運動で米価が上がったように農民に受け取られるという、不満が自民党内にはかねてから強かった(注 116)。政府諮問段階での政治加算による事前決着は河野一郎総務会長の自論であり、それを重政委員長が実行したものであった(注 117)。元農商・農林次官(小磯・東久邇内閣)の重政委員長は、農林省時代から"肥料の重政"といわれたほど肥料業界に明るく、同じく肥料でしこたま儲けていた河野一郎と早くから面識があり、農政通がそろった河野派の中でも、重政委員長は中心的存在ともくされていた。

これに対して三浦一堆農相と佐藤栄作蔵相は、大幅引き上げの懸念や米審審議への配慮から、政治考慮を加えない事務的な政府諮問を改めて確認した(注 118)。しかし、翌25日に米価特別委員会はこれを無視して、自民党要求価格10.330円の決定を強行した。パリティ基準年次を55/56/57(従来は54/55/56)年次に切り替え、歩留加算50円、子約加算100円などを復活させたもので、前年産米価を上回っていた(注 119)。自民党の要求価格決定に衝撃を受けた農林省は、予約加算、時期別格差の引き上げ等による新農林省案10.296円を提示

した(26日経済閣僚懇談会)(注 120)。

これは、政府諮問+130円の大幅修正で、自民党提案に満たない34円は米審のための余裕分と考えられた。農林省は10,300円そこそこの米価でも、昨年並の米価水準を農家に公約した"代議士先生"たちの面目は十分に立つと考えていた。しかし、代議士先生たちの認識は異なった。昨年水準に25円以上も満たない新農林省案には経済閣僚懇談会(経済関係閣僚で構成)も同意せず、前年産米価にかなり近い10,322-3円の線を支持し、米価特別対策委員会もこれに同調したのである(注 121)。このため、米審諮問を直前に農林省と大蔵省にしてパリティ方式堅持を条件に、やむなくこの経済関僚懇談会の米価要求を受け入れた。

こうして、米審諮問当日の 6月27日午前 8時院内の自民党総裁室で三浦農相、佐藤蔵相、赤城宗徳官房長官、自民党六役員ら同席の下、政府諮問が10,323円(+0.50円)で決定された(注 122)。そして、この基本米価には、早場米地帯農家(東日本)を対象に時期別格差を据え置き、硬質米地帯農家(西日本)を対象に歩留加算50円を追加し、合わせて閣議了解の付帯事項として「算定方式の検討と改善をはかること」という一文が追加された。さらに、この政府諮問の閣議決定と同時に、自民党総務会は米審答申後に一切の加算を認めないことを一方的に宣言し、米審答申をまたずして1958年産米の価格決定は事実上これで終了した。当時はまだ素人蔵相と"あだ名"されていた佐藤蔵相や閣僚初体験の三浦農相に対して(注123)、自民党米価特別対策委員会がイニシアティブを握って米価調整を進めた格好であり、1958年産米の価格決定は総選挙後の方が決め易いと考えていた農林省に、総選挙直後の米価決定も難しいという教訓を残したのである。ただし、米価調整においてイニシアティブを握っていたのは、自民党委員会であったにせよ、その政治加算は金額的には極めて限られていたものであったことに留意されたい。

6月27日午後 3時から30日午前10時まで行われた米価審議会は、譲歩できない政府諮問を 抱えた三浦農相と小倉食糧庁長官にとってまことに厳しいものとなった。自民党のやり方 に学識経験者を含めた米審委員は米審無視だと反発し、第一日目は終日審議が空転した。 翌28日に「米価についても審議会の答申を事前に無視する方針だとのうわさがあるが」と質 す大川一司会長に、岸首相代理の赤城官房長官が米審答申尊重を約束して審議は一応軌道 に乗った(注 124)。しかし、会場内外の農民代表は赤城官房長官の型どおりの答弁には満 足しなかった。会場内外を埋め尽くした上京農民の大半は、この1958年に主体性派と統一 派の合体によって組織統一されて気勢上がる全日本農民組合の動員者だった(注 125)。

翌29日午前 9時、この全日農組合員代表者は全学連の学生とともに、米審会場の都道府

県会館に入ろうとする三浦農相に面会を申し入れた。人の良さそうな、東北弁なまりの抜けない三浦農相(青森一区選出)はこれを受けて、会場二階の別室に入ると、今度はたちまち60-70人の農民代表がこの二階別室を取り囲んで、外との連絡を絶ち、まるで尋問のような会見が始まった。農民代表は三浦農相を怒鳴りつけたかと思うと手のひらを返しておだてたりする巧妙さで、特に基本米価と包装代の引き上げを強く求めた。結局、三浦農相は、基本米価と包装代値上げの答申が出れば「尊重する」と約束させられて、12時40分にようやく解放された("三浦農相缶詰事件")(注 126)。組閣のたびに入閣候補として下馬評にあがりながら、一度も願いかなわずそのたびに落胆していた元農林次官の三浦一雄にとって、農相就任はまさに待望であったが、その船出たるや惨憺たるものだった。

事実上の米価決定が終了した後の米審審議の中心は算定方式の検討にあてられた。石田英之助委員(系統農協)ら生産者委員は強く生産費所得補償方式の採用を求め、川野重任委員(東大教授)ら学識経験者もこれに同意したために、生産費所得補償方式の採用が米価審議会のコンセンサスとなった。30日午前 2時から約 8時間を費やして作成された米審答申は、パリテイ方式基準年次の変更と包装代の「適正化」を求めると同時に、「政府はすみやかに生産費および所得補償方式確立のため未確定部分の究明を行い、生産費および所得補償方式を昭和34年産米より実施すべきである」と建議した(注 127)。米審審議において農林省事務当局は、生産費所得補償方式の採用要求を技術的に検討中としてかわしてきたが、この建議をもっていよいよ本格的な部局内検討を開始せざるをえない状況に追い込まれたのである。果たして、農林省がどのような算定方式を提起してくるのか、翌1959年産米の価格決定に対する関係者の関心は募った。

1958年7月4日、政府は持回り閣議で政府諮問通りに1958年産米価を決定した。農相告 詰事件まで飛び出した1958年産米の価格決定は、いつにも増して話題を呼んだ。前年あたりから目立ち始めた米価決定がらみの新聞報道はこの1958年にさらに増加した。『朝日新聞・社説』(1958年7月1日)は、「遺憾だった米価審議の経過」として、「農相をカン詰めにして審議会への出席を拒み、その結果審議会の議事を妨害するという事態を生んだことは、何としても是認できない」、「自民党が適正な米価の決定という方向での努力を怠り、党利党略に動きすぎ、政府はこれに引きずられて、行政庁としての農林省の自主性を全く失った」「今回の経過に徴しても、米価審議会が、民主社会における民主的討議の機関として、適切な機能をもった役割を果たしているとは言い難い」、「米価審議の経過が筋道をとりばすしてしまったことは、ひとり米価問題だけでなく、政党政治そのものに対する不信の念を、一

般に起こさせることになる」と、米価決定の手続きを強く非難した。

いずれにしても、1955年体制の成立より 3年余りを経た1958年産米の価格決定に、保守合同の影響が強く現れた。価格調整の場が米価審議会から自民党政調会委員会に移行し、政府は事務的な政府諮問に代わって自民党の意向に配慮した政府諮問の作成を強制された。そして、その結果として、据え置きという価格水準に関する選挙公約が達成する形で政治加算が行われたのである。米価審議会から自民党政調会委員会に価格調整の場がはっきりと移行したのが、1958年産米の価格決定であるならば、総選挙が生産者米価の決定にはじめて直接の影響を与えたのも1958年産米の価格決定だった。さらに、農民組合の要求運動の急進性が高まり、農業団体の激しい陳情活動や政治米価というイメージが、新聞報道を通じて一般に広まり出したのも、1958年産米の価格決定からである。ただし、米価調整の場が自民党政調会に移行したといっても、政治加算の幅は依然小さく、食糧管理費が前年より増加したわけではない。1958年産米の価格決定においては決定過程こそ変化したものの、米価推移はさほど変化せず、潜在的には消費者米価を抑制しようというメカニズムが続いて作用していたのである。

昭和34年産米/1959年

[λ 方式採用と政党加算]

日産のブルーパードやトヨタのパブリカが売り出された1959年はマイカー元年とも呼ばれた。懸念された不況は思いのほか早く収束し、国内市場に向けた国産自動車が本格的に始動するなど、戦後日本の高度成長はこの1959年にようやく軌道に乗った。一方、政治情勢は、「安保」改定を一年後に控えて、嵐の前の静けさを保っていた。

1958年米審答申以来、生産費所得補償方式の本格的な検討を進めた農林省事務当局は、1958年7月/9月/1959年1月/4月と立て続けに、「生産費によつて米価を算定する方式(生産費方式)に関して(未定稿)」、「生産者米価算定資料 I」、「分析資料 II」、「生産費方式について(提案メモ)」等と題されたメモを、大蔵省、自民党、米価審議会、農業団体、社会党、報道機関等関係者に広く配布した(注 128)。これらメモに共通しているのは、農業団体の主張する80%が、かうイン方式の徹底的な批判である。農林省事務当局によれば、90%-70%までの5%きざみの各が、かう行く農家は平均でみれば著しい相違がなく、経営形態としての特性がない。しかし、その分散は大きく、どのがかう行く生産費をとるかによって数百円の違いが生じ、しかも、

そのパルクライン生産費は年によって大きく変動する。そうした根本的な欠陥を持つ80%パルクライン方式を敢えて1955年の米価審議会が採用したのは、需給逼迫状況のなかで「せめて80%パルクラインの農家を補塡すべきである」という事情があったからで、ほぼ需給均衡を達成した現在では米価の安定性を損なう80%パルクライン方式を採用する必要は全くないと、農林省事務当局は説明した。

しかし、80%n" Mウラ・クラ・カスに代わってどのような算定方式に採用するのかについては、食林省事務当局も決め手に欠いた。1959年当時で生産費はその対象のとり方によって2,000-13,000円程度にまで及んだ。これだけ幅広い生産費のなかで、ただ一つの"標準"的な農家を選出する作業は困難を極めた。数多くある算定方式のなかで経済実態から離れて純粋理論的に唯一正しい算定方式を特定化することなど、およそ不可能だった。省内きっての理論家と言われた大和田啓気食糧庁企画課長ら農林省事務当局は、いかなる算定方式を採用すべきか、思案を重ねた結果、毎年の米価算定同様に、あらかじめ絞り込んだ適正米価水準に合わせて算定方式を捻りだす便法によった(注 129)。

1958年産米の豊作によって需給事情はさらに緩和し、例年ヤミ米価がもっとも高くなるはずの6月の端境期を迎えても、2-3月ころの値段が続いた(一番高い東京で一升当り14旧(-10円)/全国都市平均126円(-8円))。端境期としては大豊作の影響を受けた1956年以来の安値であった。しかも、1959年産米に関しては昨年経験した水不足もなく、気温も高めで至って順調で、昨年以上の豊作が期待された(注 130)。こうした状況のなかで、ヤミ米価の動きを一つの目安に農林省は前年米価が需給均衡価格であると判断した。一方、農業資材や家庭用品の全般的な値下が傾向を反映して1959年5月の農業パリティ指数は122.29(前年同期-1.53)に低下し、1958年産米生産費は石当り5,859円(-3円)となった。前年パリティ方式の基本米価試算値も9,692円(前年基本価格9,700円より8円低い)にとどまったとこうから、農林省事務当局は、前年方式試算値(9,692円)をやや切り上げた昨年並の9,700円程度を目標水準に設定した(注 131)。

そして、このパリティ方式試算と偶然にもほぼ一致した数字をはじき出したのが、 λ 方式と言われる生産費所得補償方式であった。家族労働費を都市均衡労賃で評価替えして算出した平均生産費に、需給関係をあらわす調整係数(λ の理論算式/賃金と反収から導出)を乗じて求める方式で、1958年産米生産費調査、統制小作料、従業員一人以上全規模の都市製造工業労賃による自家労働評価に基づいて試算すれば、 λ 方式はパリティ方式と同じ9.700円を算出した。農林省事務局にはこの λ 方式でなければならないという確固たる自信

があったわけではない(注 132)。が、他により有力な算定方式が見あたらなかったために、農林省事務当局は「暫定的」という条件でこの λ 方式の採用に踏み切った。農林省事務当局は、 λ 方式による基本米価9,700円、農家手取平均10,388円を1959年産米価の農林省案とした。

なお、農家手取平均10,388円には、子約減税廃止(23億円相当)に伴う申込加算75円が含まれていた(注 133)。子約減税とは、1955年に事前売渡制度施行の際に、その円滑な運営を位として導入したもので、当初は約94万戸の農家がその恩恵に浴していたが、コメ集荷が軌道にのった1959年には対象農家が、全コメ販売農家310万戸の二割弱にすぎない40万戸にまで減少していた。そこで大蔵省は、税制合理化の見地から予約減税廃止を求め、これを受けて農林省が相当財源23億円を申込加算75円という形でより公平に分配することを求めていた。予約減税廃止方針は自民党政調会の同意を得た上で、すでに1959年1月の予算編成閣議の段階で決定されていた。しかし、この解決ずみであるはずの予約減税廃止問題から1959年産米の価格決定はほころびをみせるのである。いずれにしても、予約減税廃止問題から1959年産米の価格決定はほころびをみせるのである。いずれにしても、予約減税相当分を基本米価に読み込んだ農林省原案10,388円は、形式的には引き上げ、実質的には据え置きを意味した(注 134)。同時に、格差・申込加算の合理化を見送り、包装代引き上げ(43円)、申込加算15円加算等を決定するなど、農林省は入方式の採用と予約減税の廃止という二大課題に万全を期した。

三日後に米価審議会を控えた 6月22日、渡部良伍食糧庁長官は農林省案を正式に大蔵省と自民党に提示した。かねてから大蔵省は生産費所得補償方式の採用に否定的だったが、 カ方式に「暫定的」という条件がつき、見込まれる食管赤字が40億円程度だったことから、この農林省案に同意した(注 135)。しかし、米価小委員会(笹山茂太郎小委員長)を設置して米価審議を進めた自民党の農産物価格対策特別委員会(重政誠之委員長)は、入方式の算定要素のとり方と予約減税廃止を批判した(注 136)。とりわけ、東北・北陸の早場米地帯選出議員が派閥を超えて、半年前に承認したはずの予約減税の存続を強硬に主張した。一度は予約減税廃止を了承していた自民党の態度を豹変させたのは、廃止決定の後からにわかに活発になった全国農協中央会ら農業団体の陳情活動である。

全国農協中央会と全国農業会議所は、独自の1958年産米生産費調査に基づく80%パルクライン 方式によって前年要求価格を250円下回る11,225円を1959年産米要求価格に決定していた (6月10日)(注 137)。しかし、米価引き上げが望めない現状にあって農業団体の要求の中 心は、価格水準よりも算定方式に置かれた。農業団体は、「すでにハラの決まった米価にツ ジツマを合わせるような生産費をはじきものだすものだ」と農林省算定に反発した(注 188)。また、全国農協中央会は独自の調査によって「子約減税の廃止で損をする農家は全体の八割にも及ぶ」と、子約減税存続にも力点を置いた。全国農協中央会の調査によれば、農林省の説明とは全く逆に78%の農家が不利益を被るとされていた。この全中の調査結果に慌てた農林省は、福田赴夫農相の指示で10,200余戸の農家を再調査したが、やはり結果は以前の農林省の調査と同じ(78%農家が利得/22%農家が損失)であり、農林省は全国農協中央会の主張に首をかしげた。ただし、同時に再調査を通じて明かになったことは、損失農家の大半が票を握ると言われた農村の指導者で農業団体の中心勢力でもった1.5/クタール以上の上層農家に、その損失が集中していることだった(注 139)。

ちなみに、全日本農民組合は米作六県農民組合共闘会議で要求価格を三等裸石12,520円 に決定し(5月29日)、全国農協中央会と全国農業会議所ら農業団体に共闘を申し入れている(注 140)。しかし、三浦農相缶詰事件を契機に過激な要求闘争を行う農民組合と一線を 画すべきだというかねてからの見解が急速に強くなっていた全国農協中央会は、この全日 農要求価格を完全に拒否した。これに対して公称25万人の全日本農民組合は、全農家600万戸を抱える全国農協中央会を無視して有効な運動を進めることはできず、農協価格を統一要求とすることを一方的に申し入れ、かろうじて中央農業会議を形成した(6月15日)。だが、全国農協中央会と全日本農民組合はそれぞれ独自の大会を行い、事実上の別連て運動となった(注 141)。以来、農業団体と農民組合の分裂は今日に至るまで続いている。参議院選挙での敗北を受けて、組織立て直しのために日常活動の強化を打ち出していた農民組合だったが、すでに末端農家から遊離した組織の存在意義は、もはや米価闘争の"過激さ"によるしかなかったのである(注 142)。

自民党米価小委員会と農林省の話合いは難航した。当初、6月30日に予定されていた米価審議会は、政府諮問がまとまらないために、国会終了後の7月7日に延期された(6月27日小委員会)(注143)。6月29日と7月4日に党七役会議を開いて検討を進めた自民党は、理論的に難しいがかうか方式の主張を取り下げて、(1)子約滅税の今年度存続、(2)今年産米値の昨年水準確保」という二点に絞って要求した(注144)。この七役会議の方針決定をうけて米価小委員会は、「(a)基本米価を引き上げる(20-30円)、(b)歩留り加算増額(50円を60円)(c)もち米加算据え置き(370円を450円)」を提起した。これら追加点は滅稅存続で利益を得る東北・北陸地方に代わって、今度は西日本選出の政治家が主張した(7月4日)。

翌 5日夜、基本米価の据え置きを主張する大蔵省をにらみながら、農林省は、(イ)基準年

次の変更(暦年から会計年度)、(D)調整係数端数の四捨五入もしくは切上げによって基本米価9,740円、包装代・諸加算込みで10,358円という修正案を作成した(注 145)。基本米価の引き上げにあくまで否定的な佐藤蔵相はこの修正案を拒否した(6日午前9時)が、同日午後午後2時すぎの政府与党首脳会議(首相官邸で福田農相・佐藤蔵相・椎名悦三郎官房長官、川島正次郎幹事長・船田中政調会長・重政委員長)においては、農林省案9,736円(9,740円)と前年方式パリティ試算9,692円を"たして二で割った"基本米価9,715円(農家平均手取10,333円)で政府自民党に妥協が成立した(注 146)。

自民党としては、内心あまり興味のない算定方式では政府に譲ったものの、基本米価引き上げと予約減税存続をかち取ってほぼ満足のいく内容だった。この時、自民党のとりまとめ役だった重政委員長は、「一部に"政治米価"と批判するものがあるが、大体、適正米価など人間のチエで決められるものではない。徳川時代の昔から米価はすべて政治的に決められたものだ」と、意気揚々、気炎を上げて自民党本部に引き揚げたという(注 147)。戦前には肥料課長、総務局次長、事務次官など常に農林省の主流を歩んだ重政誠之だったが、戦後追放や昭和電工疑獄で政界復帰が遅れなど戦後は下積み生活が続き、当時は後輩に先を越され、まだ入閣経験がなかった。農林省時代から疳しゃく持ちで知られ、戦後苦節を重ねた重政ならではの「政治米価」発言だった。この時の引き上げを農林省事務当局は「政党加算」と呼び、『朝日新聞・社説』(1959年 7月 7日付)は「米価に自民党が口出し過ぎる」、「全く筋の通らない"八方破れの米価"」として前年に増して強く批判した。ただし、この引き上げ幅が限られていたために、それでも食管会計は依然小康状態を保った。

7月 7日から11日かけて平河町都市センターで米価審議会が開かれた(注 258)。米審審議においては、ともかくパルクライン方式の採用を求める石井英之助委員ら生産者委員と、生産費所得補償方式の採用自体に慎重な渡辺喜久造委員(大蔵省〇Bで後の公正取引委員会長)らとが、再び激しく対立した(注 149)。そして、7人の起草小委員が別室で答申文面を検討した結果、米価審議会は「・・・・生産費及び所得補償方式によるべきであると決議した昭和33年6月30日本審議会全員一致の答申どおり実施されていないので不満足である」という本文に、「・・・・政府の算定方式は妥当でないから、生産費及び所得補償方式を完全に実施するため速やかに本審議会を開催し、成案を確立すべきである」という付帯条件がついた答申を発表した(7月11日 4時20分)(注 150)。徹夜しなければ形がつかないといわれた"暁の米審"通りの未明答申だった。こうして、7月14日に1959年産米価は、政府諮問通り10,333円に閣議決定された。同時に、福田農相は同年秋には算定方式の検討の米審開催を示唆した。

以上、前年にまして政治米価の批判が強まった1959年産米の価格決定において、パリティ方式と併用ながら、生産費所得補償方式がはじめて採用されたのである。ただし、生産費所得補償方式の採用が直ちに米価水準の引き上げや食管赤字の拡大をもたらしたわけではない。逆に言えば、前年と同様に自民党は、価格水準を大きく動かさずとも、その政治的努力をアピールすることができたのである。

昭和35年産米/1960年

「安保騒動と東畑方式]

1959年11月から1960年 5月まで米価審議会小委員会(川野委員長)は、計 9回の会合を重ねて、生産費調査と算定要素単位の具体的な取扱いの技術的検討を続けた。この技術的検討を通じて、小委員会は生産費調査の方法についてはほぼ合意に達した。しかし、焦点の標準農家(対象農家)については80%パルクラインを主張する生産者委員と、需給事情の反映を求める消費者委員、学識経験者がこれまで同様に対立した。1960年 5月にまとめられた小委員会報告書は、米価算定方式を生産費所得補償方式とすることを再確認し、「生産費及び所得を補償する農家は、適正な限界の農家とすること」を言明したのにとどまった。「適正な限界の農家」とは言いえて妙な表現で、「需給事情を反映した『適正』な米価」を求めた消費者委員の見解と、80%パルクライン(限界的なるもの)をひたすら主張した生産者委員の見解を足して二で割ったような表現だった。小委員会報告書は抽象概念の提起に終わり、パルクライン方式のほかにも生産費所得補償方式が可能なことを示唆することはできたが、特定の算定方式を限定することはできなかった(注 151)。

一方、農林省事務当局は、米価審議会小委員会が具体的な算定方式を特定できないと早くから見通し、1960年 3月には米価審議会の議論と並行して部内検討を開始した。3月中旬の段階においては、(1)従来パリティ方式(1960年産米推定試算値240-370円)のほか、(2)は案A方式(東畑方式/50-150円)、(3)試案B方式(1955年算定方式専門委員会B案)、(4)は案C方式(入方式/310-360円)、(5)試案D方式(生産費推計方式)、(6)試案E方式(80%)が5つの方式)など、算定方式に大まかなメドをつけた。このうち、「試案A方式」とは、「平均反収一反収の標準偏差」を限界的反収として生産費を求めるもので、1959年 7月の米価等議会において東畑四郎(元農林次官)委員が提起したものであることから、農林省部内では東畑方式と通称されていたものである(注 152)。

1960年 5月下旬、判明した米生産費調査値や労賃推計値に基づいて、農林省事務当局は 第二次試算を行った。岩戸景気の影響で農村物価が高騰していたために、事務当局は農業 パリティ指数126(都市と農村の物価差は91%)、都市労賃+8%を想定して試算を行った。195 9年産米が史上最高の収穫高を記録して、五年連続の豊作となったことによって、生産地で はヤミ価格が政府買入価格を下回ることが多くなり、配給米辞退が激増していた。試算の 結果は、所得パリティ方式250円(確定値255円)、試案A方式約150円、試案C方式約250円 と軒並引き上げとなったために、農林省事務当局は多少の値上げを判断した。しかし、15 0円引き上げにも約52億円の財政負担を要したところから、試算値が所得パリティ方式やえ 方式と同水準もしくはそれ以下の数字を示した試案A方式(東畑方式)が、一躍、最有力の 算定方式となった(注 153)。

東畑方式においては、技術の平準化によって反当生産費が石当生産費より分散が小さく 年次的に安定し、限界地的反収としては反収の分散から1σ(ワンシグマ)の幅を考えれば大部分の農家の反収がその中に含まれた。しかも、「適正な限界の農家」という米審答申の主旨にかない、80%がからつ方式試算に比較的近かった。(a)毎年安定的に算出できるかという疑問、(b)算定要素の変更が米価に反映すること、(c)需給事情が反映されないこと、といった生産費所得補償方式固有の欠陥が東畑方式にも指摘されたが、農林省事務当局は東畑方式に沿って細部の検討を続けた(5月21日)(注154)。その後、6月中旬には算定要素確定値第二次生産費石当り5,642円(-217円))が判明したが、麦価審議会開催や安保騒動に絡む政局混乱で事態進展が鈍く、6月30日になって農林省はようやく東畑方式による10,394円(基本米価9,796円)を農林省案として決定した(注265)。

引き上げ幅が小幅だったために大蔵省と農林省の事務折衝は比較的スムーズに進み、7月 5日には農林省案を39円圧縮した10,355円(+22円/財政負担7億8,400万円/基本米価9,745円)を、農林省と大蔵省は政府原案に決定した(注 266)。反当り平均生産費23,340円を三年間平均反当り収量2.34石でわった9,974円から、歩留加算29円、時期別格差230円を差し引き、運搬賃30円を加えたものが基本米価9,745円である。申込加算70円(-30円)を除けば、時期別格差、歩留格差、等級間格差等は前年同様で、米価体系の合理化は大幅に見送られた。10,355円の政府原案は名目的には+22円だったが、実質的には据え置きであった。

7月 5日に正式に政府原案の提示を受けた自民党の農産物価格対策委員会(重政誠之委員長)は、小委員会(重政委員長)で検討を進めた。そして、7日午後に農産物価格対策委員会は、「(イ)農家手取り平均10,400円以上、(ロ)予約申込加算の据え置き、(ハ)政府原案の全般

的な再検討」を自民党要求案に決定した(注 157)。ただし、自民党内においては10,400円以上という価格水準では一致していても、時期別格差230円の確保を重視する東日本議員と、時期別格差を減らしても全体の米価水準を引き上げようとする西日本議員の間で、具体的方法をめぐって対立があり、自民党内の意見調整は進んでいなかった。基本米価の据え置きが予想されるなかで、1960年産米の価格決定においても、加算金・奨励金をめぐる地域対立が鋭く出現していたのである。

意見対立を抱えた自民党に対して農林省と大蔵省は、まず、農林省案より12円高いだけ (財政負担18億円)の価格水準(10,400円以上)の面で、自民党農産物調査委員会との調整に 努めた(7月9日)(注 158)。この結果、7月10日、「①消費者米価は据え置く、②予約減税 は従来通り、③格差加算金は1961年から合理化措置を講ずる」という付帯事項がつけられた 政府諮問10,405円(政府原案+50円、昨年米価+72円(実質+49円))が閣議決定された。党内調整の遅れによって当初予定より三日ずれ込んだ閣議決定だった。東日本議員に配慮して時期別格差の据え置きとする一方で、西日本議員が有利になる歩留加算の増加(+20円)を認めるなど、数字を揃えるために加算金操作を行った結果、農林省事務当局も基本米価を明かにできなくなる始末で、政府諮問にはもち米加算・歩留加算を含めた基準価格(三等)のみが記された。また、縮減合理化を目指した加算金については、もち米加算と早期栽培米が減額されただけだった(注 159)。

1960年産米価について全国農協中央会は80%n*ルクライン方式(従業員 5人以上の製造業平均賃金)に基づき11,400円を要求価格とし、80%n*ルクライン方式(従業員30人以上の製造業平均賃金)によって12,700円の要求価格を決定した全日本農民組合(7月5日)も、この農協価格を統一要求とする共闘を一方的に申し入れた。しかし、実態は前年同様にそれぞれ別個の要求運動を展開した。そして、この1960年には全国農民連盟と全日本開拓者連盟も全日本農民組合と別行動をとるなど、農業団体の分裂がさらに目立った(注160)。安保騒動のなかで解散総選挙(実際に1960年11月20日に第29回衆議院議員総選挙)がしきりにうわさされ、米価決定の直前には、「総選挙を間近に控えて、農業団体の圧力をうけた自民党が、選挙対策として米価引き上げを一層強く望む」という予想もあった(注161)。けれども、実際には、安保問題という政局混乱の中で、農林省原案に近い水準に政府諮問(最終米価)がまとまったのであった。

7月11日午後 2時すぎから14日未明まで行われた米価審議会は、諮問決定の相次ぐ予定変更(計三日間)のために会場設定に事務当局が苦しみ、初日は永田町の全国町村会館で行い

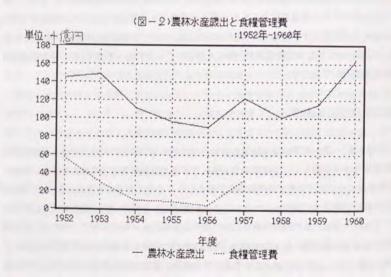
12/13日の両日は神田の如水会館に会場を移すせわしさだった(注 162)。今やなかば慣例となっていた政府・自民党の事前決着に対する大川会長の批判に始まった米審審議は、生産費所得補償方式が採用され、しかも、消費者米価が据え置きが言明されていたために、概して低調なものに終わった。それでも、13日午後に設置された起草小委員会は、生産者委員、消費者委員、学識経験者の三者の見解をまとめるために一晩かけた末、「生産費及び所得補償を目途とする算定方式としては不備」「米価体系の合理化は不徹底」という異なる理由から、政府諮問を「不満足である」とする答申を発表して閉会した(14日午前 5時半前「暁の米審」)(注 163)。

こうして1960年 7月14日、1951年の米審答申以来およそ 9年を経て、生産費所得補償方式を全面採用した10,405円で、政府諮問通りに1960年産米価が決定された。そして、この1960年産米の価格決定が、岸内閣最後の閣議決定となったのである。以後、1960年産米の価格決定が、岸内閣最後の閣議決定となったのである。以後、1960年産米の価格決定において全面的に採用された生産費所得補償方式が伏線となって、続く1961-1967年間に米価が年率平均10%弱で上昇することになるのである。ただし、1960年産米価はパリティ方式と生産費所得補償方式で折半した1959年産米価よりも低く、生産費所得補償方式の採用が単純に米価引き上げを意味したのではない。自民党結党以来、四回目の米価決定を数えて、自民党による最終調整というパターンの制度化は着実に進んでいたが、この制度化に伴って保守分裂期にみられた大幅な予算修正を必要とするような米価引き上げは、すっかりその影をひそめてしまっていたのである。以下、年率平均10%弱のハイペースで上昇する1961-1967年産米の価格決定を論じる前に、これまで論じてきた1952-1960年間の米価決定を整理しておこう。

まとめ:1952年-1960年

[米価水準] 第一章第三項で論じた通り、1952年から1960年にかけて日本の米価水準は、国際価格とほぼ均衡している状態から、それを若干上回る水準へと変遷している。1945-1951年間のように国内価格が国際価格を下回ることこそなくなったものの、およそ食糧増産期の米価は国際価格なみであったということができる。今日の"高い"価格水準と比較すれば、日本の米価はいまだ国際市場からみて妥当な水準にあったのである。そして、この国際的にほぼ妥当な水準にあった米価は、国内市場から判断してもほぼ均衡状態に位置していた。(図-1)と(図-2)は、この時期の米価推移と財政支出を改めて示したものである。





右下がりに下降しているヤミ米価は、1950年代を通じて日本のコメ市場が均衡状態に徐々に近付いてきていることを如実に物語っている。つまり、第三章で論じてきた食糧増産期の米価水準は、国内・国際双方どちらで判断しても、おおむね妥当な市場価格を充していたのである。

こうした妥当な水準にあった食糧増産期の米価推移の特徴は、何よりもその安定性に求めることができる。それは、それ以前の1945-1951年間の乱高下を繰り返していた米価推移や、同じ1952-1960年間に価格の暴落を記録しながら、平均上昇率では米価を上回った他の農産物価格と全く対照的である。1950年代に入って米価は、年を追って安定的に推移するようになり、特に1950年代後半になってからはほぼ据え置きで推移している。1955-1960年間に米価はわずか合計 2%強しか上昇していない。1950年代後半において米価がわずか 2%しか上昇していないことは、同じ時期に年を追う毎に米価決定に対する政治介入が強まり、マスコミによる「政党米価」批判が強まってきていたことを考えると全く意外である。しかし、価格水準から判断すれば、この時期の米価水準はさほど悪くない。悪くない所か、概ね市場均衡水準で安定的に推移していたのだから、もっとも理想に近い水準にあったといっても過言ではないのである。実際、財政支出の点からみても、この安定的な米価推移を受けて、財政支出も基本的には現状維持であり、その結果、農林水産歳出の一般歳出占有率は低下している。

[算定方式] 算定方式に関して言えば、こうした"理想的"(後の米価推移と比較すればなるほどそうである)な米価推移を可能にしたのは、所得パリティ方式である。所得パリティ方式は、占領期の価格パリティ方式にサービス価格の評価を加味したもので、価格パリティ方式に比べれば農工間所得格差に対する配慮がなされていたが、基本的には占領期と同様に物価上昇に見合った米価水準を算出した。同じパリティ方式にもかかわらず、米価推移が占領期から食糧増産期にかけて一変したのは、算定方式の違いによるのではなく、あくまでも当時の物価状況の違いを基本的に反映したものなのである。この意味において、安定的な均衡米価は、農林省がかつて依拠していた生産費方式を、農業団体や一部学識経験者の再三の要求にもかかわらず採用しなかった点に求められる。

一般に政治過程の分析を重視する論者は、政策決定(米価水準)の違いを政治過程の変化 が帰結する政策原理(算定方式)の転換から説明することを暗黙のうちに前提としているこ とが多い。しかし、少なくとも戦後混乱期から食糧増産期にかけての米価水準の変化は、 算定方式の変化によってもたらされたものではなく、異なる経済状況において敢えて大松として同様な算定方式を堅持することによって初めて可能となった。時として変化は変化なきところに初めて生じるのである。

もっとも、毎年のように所得パリティ方式が部分修正されてきたことも事実である。未 価水準の最終調整(微調整)は、この部分修正と加算金調整によって行われた。そして、こ の部分修正によって決定米価は、価格水準が単に高くなったというよりは、「上昇期にもき ほど上がらぬ代わりに、下落時にもさほど下がらず」と、より安定的に推移するようになっ たのである。所得パリティ方式の維持が米価水準をおおよそ枠づけたとはいえ、それはパ リティ方式に代表される計画経済の理念が、算定方式通りに機械的に米価決定に反映され たのではない。とすれば、所得パリティ方式とそれに伴う部分修正を支えていた米価決定 の真の基準は、どこに求められるのだろうか。この点を当時流行の「三種の神器」論にひっ かけて農林省自身は次のように説明している。

「・・・・需給事情が大きく変わった現在の段階においても現在の食管制度が総体としては受け入れられていると見られるのは、生産者米価、消費者米価いずれもが、おおむね妥当な水準に落ち着いており、米の管理に伴う財政負担も財政を圧迫するほど過大ではなくとどまっていることから、国民経済的に一応の納得を得ているためであると思う。われわれば、この三つの要素を、現行食管制度の『三種の神器』と称している。この神器のどの一つにでも傷つくようなことがあれば、現在の食管制度は大きく動揺する危険をはらんでいると考えなければならない」(「須賀食糧庁長官の1960年年頭所感」)(注 164)。結局の所、政策的に理想的な価格水準を支えていたのは、漸変主義(現状維持)的なバランス感覚だったのである。制度創設以来、10年もたたずしてすでに漸変主義が政策決定の中心を占めようになっていたことに留意されたい。

[決定過程] 漸変主義的な米価決定を支えていた政策主体は、戦後混乱期のそれと一変している。占領期に存在した支配的決定者としての総司令部やその厚い信任を受けていた経済安定本部に代わって、米価決定に大きな役割を果たすうよになったのは農林省と大蔵省である。農林省の外局・食糧庁と大蔵省主計局による事務折衝がおおよその米価水準を決定した。コメ需給が緩和して統制撤廃論が提起されるなかで、所得パリティ方式を活用しながら漸変主義的に米価を決定し、食管制度を存続さしめる上でもっとも重要な役割を果たしたのは、やはり農林省事務当局であった。主権回復とともに農林省が米価決定の主義

官庁となってはじめて食管制度の堅持が可能になったといっても過言ではない。一方、19 54年産米の価格決定を一つの契機に、財源問題が価格問題を規定するようになって以来、動かな算定要領は別として大蔵省主計局もおおよそ価格水準の決定に、農林省に優るとも劣らない役割を果たすようになった。漸変主義的な予算編成を旨とする大蔵省が、漸変主義的な米価決定の定着とともに大きな役割を果たすのは、至極当然のことである。事務折衝においてより高い価格水準を提起する農林省と、より低い価格水準を提起する大蔵省は常に対立する過程で、米価水準が詰められたのである。こうした体制は、今日に至るまで基本的に続いている。

ところで、1952年から1960年までの9年間に、米価決定への対応をもっとも変化させてきたのは政党である。生産者米価には引き上げを、消費者米価には抑制を主張してきたのは、この9年間を通じて各党共通である。たが、その具体的な対応の仕方は保守分裂期と自民党政権期で大きく異なった。保守分裂期においては、米審委員である与野党の政党代表が米価審議会を舞台に最終調整を行っていたのに対して、保守合同後は米審開催前の自民党関係部会を舞台に政府・自民党の間で最終調整が行われるようになった。かつて与党の米審委員が果たしていた役割を政府幹部が、野党の米審委員が果たしていた役割を自民党野農林幹部が果たすようになったのであり、こうして最終調整の場が米価審議会から与党関係委員会に移行したことによって、米価審議会は具体的な価格調整能力を失い、結果として野党社会党や野党系の農民組合は米価決定に直接参与することができなくなった。主な政策主体が与党自民党や与党系の利益団体に限定されているという「日本的」特徴は、やはり保守合同-1955年体制の成立に起因しているのである。

価格調整力を失った米価審議会においては、生産者委員や野党委員の主張は一層先鋭化し、これら高度に政治化した米審審議が繰り返し報道されることによって、1950年代後半より政治(政党)米価のイメージが急速に強化された(なお、保守分裂期において価格調整力を所持していた米価審議会にも、実質審議能力があったわけではない。和気あいあいのうちにという米審初期の雰囲気は、価格調整能力を持った途端に失われ、与野党政治家による政治的な駆引きの場と化している)。しかし、それはあくまでも政治米価の"イメージ"値が強くなったのであって、米価決定に対する政党の実際の影響力が強くなったことを意味するものではない。最終調整の場が米価審議会に実質審議能力が乏しかったのと同様に、最終調整力を新たに持つようになった与党関係委員会にはじめから原案作成能力があったわけ

ではない。

実際、政治加算に伴う財政支出は主権回復直後の保守分裂期が保守合同後の自民党政権 初期より優っていた。米価決定に対する政治介入は、自民党政権期よりも保守分裂期の方が強かった。また、自由党ー自由民主党が主張した間接統制案が、ついには実現しなかったことも、当時の米価政策のイニシアテイブが政党にはなかったことを改めて示している。つまり、自民党政権成立とともに早くもここには、たかだか「調整」米価を政治米価に引き立ててみせるメカニズムが萌芽していたのである。なお、この時期に与党において米価決定を担った政治家は、広川弘禅、河野一郎などの農相経験者か、周東英雄、重政誠之、笹本茂太郎、三浦一雄などの農林省〇Bに限られている。後の"族議員"とは異なって、与党政治家の調整能力は関係部会といった党組織より、むしろ各人物に付着していたのである。

利益団体に関して言えば、この食糧増産期の特徴は、農業団体もさることながら、それに対抗する消費者団体の活動も活発だったことである。農協役員を中心に数十人単位の役員を動員していた系統農協は、事実上の倒産状態から組織の再建整備を食管制度を軸に進める過程にあり、食管制度の堅持やパルウライン方式の採用が要求の中心であり、要求価格の達成には後年ほど力点がおかれていなかった。それは、米価審議会を中心とした農民組合の激しい"攻勢"にすっかりかすんでしまったほどである。これに対して、おしゃもじを手にした消費者団体の活動はこれまでになく活発だった。1957年産米の価格決定においては、消費者団体の動員数が農業団体のそれを上回っていたほどである。つまり、蕎変主義的なバランス感覚に基づく米価決定の背後には、生産者団体と消費者団体の優るとも劣らない強い利害関心があったのである。この意味において、戦前日本における食管形成を担った圧力団体間の「均衡関係」は、戦後混乱期を経て再び復活していたのである。

いずれにしても、この食糧増産期において自民党、大蔵省、農林省、系統農協といった、今日ではおなじみの四つの政策主体がはじめて本格的に登場し、早くも据え置きという価格水準を落し所に政治米価を引き立てる米価決定劇を萌芽的に始めていた点に、留意されたい。今日の"高い"米価を支える決定メカニズムが萌芽し出した当時、米価水準は戦後でもっとも理想的な状態にあったのは、いかにも皮肉である。つまり、同じようなメカニズムがあらゆる経済状況において常に理想状態を生み出すとは限らないのである。とすれば、漸変主義的なバランス感覚に基づく米価決定を"理想的"なものにたらしめた当時の経済状況とは何だったのだろうか。

[経済状況] 当時の米価決定を支えた経済状況としては、次の「消費に占めるコメ支出の大きさ」「供給不足基調のコメ需給関係」「インフレなき経済成長」という三点を指摘することができる。この三つの条件から成り立つ経済状況のもとで、漸変主義的なパランス感覚に基づく米価決定は、はじめて成立ち得たのである。第一は、消費に占めるコメ支出の大きさである。戦災や食糧不足のために1956年の時点においても都市のエンゲル係数46.5は、戦前(1934-36年)の35.8よりもまだ高かった。しかも、第一章第一項で論じた通り、当時においてコメは全農業生産高の半分を占める主食である。家計に占めるコメ支出の割合は、1950年代を通じて常に一割を超えていた。絶対的な食糧不足状態だった占領期ほどではないものの、第二次大戦というかつてない戦災の影響で、消費者は依然、公定されている米価の引き上げに強い関心を持たざるをえない経済状況にあったのである。消費者団体の活発な活動の背後には、こうした消費に占めるコメ支出の大きさがあった。

第二は、供給不足基調のコメ需給関係である。依然、コメ不足状態にあった当時においては、コメ農家は米価の引き上げによらずともコメの増産によって農業所得の向上を図ることができた。このためにコメ農家の関心は、米価を"政治的"に引き上げることよりも、自らの稲作に創意工夫を施して増収を図る点に注がれた。コメ不足状況において市場メカニズムは限定的ながら、健全に作用していたのである。そして第三は、インフレなき経済成長である。高度成長初期の当時において消費者物価の伸び率は低く、インフレなき経済成長が続いた。経済成長は生産者に対しては、生産性向上に費やせるだけの経済的余裕を農家経済に与えると同時に、消費者に対しては家計収入の伸びに伴う所得効果によってコメ需要を増加させた。一方、安定した物価状況は、消費者に対しては引き上げに対する強い反感を、また生産者に対しては引き下げに対する強い反発を想起させ、各政策主体に据え置きがもっとも無難な価格水準であることを暗黙の内に物語ったのであった。

ところで、決定米価の水準を理想的たらしめた、こうした三つの経済状況は、1960年を 前後して急速に解体しつつあった。高度成長に伴ってエンゲル係数は急速に低下し、家計 に占めるコメ支出も無視できるほどに縮小する。さらには所得の増加とともにコメは劣等 財と化し、その総需要量は次第に減少し始める。一方、コメ農家の熱心な営農努力によっ てコメの増産は飛躍的に進み、コメ需給はそれまでの不足状態から一転してコメ余剰時代 を迎えようとしていた。しかも、高度成長が軌道に乗り出した1950年代後半以後は、都市 動労世帯と農家の所得格差が拡大し、農村からの労働力流出が急速に進んでいたほか、19 60年代に入ってからは、ほぼ完全雇用状態となり、日本経済は慢性的に生産性格差インフ レに悩ませられる。つまり、食糧増産期の米価決定を支えていた経済状況は、高度成長の 過程にあって急速に解体しつつあったのである。こうした経済状況の変化に対して、米価 決定システムはさらにどのように変貌していくのだろうか。

(注 1) Allison, Graham T., Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile, Crisis, Bostion: Little, Brown and Company, 1971 (宮里訳『決定の本質』中央公論社・1977)。

(注 2)『米価審議』p.124。

(注 3) 生臭坊主と言われた広川弘禅農相にまつわるエピソードは実に多い。 『歴代農相論』参照。

(注 4) この間の事情については、『日本農業史』pp. 276-277。なお、この後は デフレ予算によって絶対額でも農林予算は削られ、その一般歳出比率も8.5%(195 6年)まで下落した。

(注 5) 当時の農村の状況については、『日本農政の戦後史』pp. 26-33。

(注 6) 高畠通敏『地方の王国』p. 242。

(注 7) 系統農協の再建整備・整備促進については、『農協』pp. 178-194。

(注 8) この点を端的に述べているのは『コメ証言』pp.114-115。

(注 9)『食糧管理史·各論 I』 p. 579。この場合、定めた水準より価格が低下した時に、定めた範囲内で政府は買入出動するとした。

昭和27年産米/1952年

(注 10)『米価運動』pp. 61-62。

(注 11)『食糧管理史·各論 I』pp. 476-477, 488。この時の算定方式の修正は、基準年次変更(1934-36年平均から1950-51年平均へ)と特別加算(都市・農村消費水準均衡)でいずれも引き上げ要因である。

(注 12) このために、政府は消費者米価を引き上げなければならなくなり、195 2年産米の価格決定においては、生産者米価の引き上げよりも、消費者米価の引き 上げが論争点となった(米価審議会)。当時は、消費者の米価に対する関心は依然 強かった。政府は1953年1月消費者米価を680円に、また1953年8月には売渡価格を 60kg15.19円引き上げた。

(注 13) 米審委員・諮問・答申については『米価審議』pp. 431-433、678。設立当初、 三十二名だった委員は、生産者委員六名、消費者委員二名、学識経験者一名、政 治家三名が減らされて、ちょうど二十名となっていた。 (注 14) 『朝日新聞』(1952.9.6/7)。

(注 15)『コメ証言』p. 79。

(注 16)『食糧管理史·各論 I』 p. 491。

(注 17) 大森真一郎『米価政策史』(三一書房・1960)pp. 170-177。大森は日本農 民組合の代表として初期米審に参加した。

(注 18)『食糧管理史·各論 I』p. 491。

(注 19) 『米価審議』pp. 431-432。

(注 20) なお、消費者米価の改定を諮問した12月26日の米審答申はこれを不適当 とした。

昭和28年産米/1953年

(注 21) ちなみに、バカヤロー解散によって改進党も議席を減らしている。吉田 首相に罷免された広川前農相ら分派自由党35議席に加えて、両派社会党が計27議 席増やした。

(注 22)『食糧管理史·各論 I』 p. 521。

(注 23) この完遂奨励金は、実際には都道府県知事の承諾によって供出を完遂しない農家にも付与され、「完遂」とはもっぱら名称のみだった。なお、予算段階では204億円の財政支出が見込まれていたが、供出実績が良かったために必要財源はさらに114億円増加した。『食糧管理史・各論 I』 pp. 521-522参照。

(注 24) こののち冷害凶作はさらに悪化した。そして、この凶作を契機に集有、配給、価格、財政、輸入の各面で食管制度の矛盾が露呈し、農林省が1953年12月に食糧対策協議会(荷見安会長)を設置して食管制度のあり方を検討することとなるのである。二年後の1954年7月に食糧対策協議会は、これまでの割当制度から生産者の申告による予約売渡方式への転換を提言した。『米価運動』pp.59-60参照。なお、この時の凶作には割当を少なくして奨励金を余計に獲得するために、過小申告があったと言われている。

また、この凶作を一つの契機にMSA協定が締結された。輸入国がドル通貨によることなく自国通貨で米国の農産物を購入し、その資金を輸入国の軍事化に用いるというMSA協定によって、1954年の第一次では小麦50万トン、大麦10万トン、1955年の第二次では(ただし、MSA法ではなく余剰農産物処理法)コメ10万トン、//麦

42万い、大麦5万いの買付けがなされた。MSA協定によって日本は、少ない外貨によらず、農産物の輸入と再軍備化の促進を果たすことができた。しかし、この輸入が通常輸入ベースへの上積みであったことから、このMSA協定は農業切捨て政策と右傾化政策であるとして厳しく批判された。1952年以来、世界の穀物市況は供給過剰で、特にニューディール政策の"成功"によって供給過剰状態にあった米国は、敗戦国への食糧援助も一巡し、世界的なドル高のなかで大量の在庫を抱えていた。

(注 25)『食糧管理史·各論 I』 p. 523。なお、消費者委員の要求する同時諮問に 配慮した政府は、この時に消費者米価の1954年1月1日の引き上げを同時に諮問し たが、その具体案は提出されなかった。

(注 26) 『米価政策史』pp. 184-186。

(注 27)『食糧管理史·各論 I 』 p. 536。

(注 28)『コメ証言』p. 79。

(注 29)『食糧管理史·各論 I』p. 537。

(注 30) 1953年産米の米価審議に先立つ麦価審議のための米価審議会においても、社会党の川俣清音はイヤ味たっぷりの質問をして、時の農相内田信也をすっかり 怒らせたという。時に73才を超えていた内田農相(戦後農相としては金子岩三(75 才/第一次中曽根内閣)、倉石忠雄(74才/第二次田中内閣)に次ぐ三番目)の老体が ブルブルふるえだし、カンシャク玉がいまにも破裂しかけた時、隣に座っていた 東畑精一会長はとっさに腕をのばして、内田の急所をぐっと握った。握られた内田農相もさるもので、ニッコリしてからくも難所を切り抜けたが、会長が散会を 宜したとたんに、野党席に向かって「バカヤロー」と怒鳴ったという。『歴代農相 論』 p. 398。

(注 31) なお、これにともなって、1954年1月1日政府は内地精米765円(12.5%)の値上げを実施した。この時の家計米価は東京都で769円、全国平均で781円である。また、答申に従って米審小委員会は減収加算の算定方式の検討を進め、1954年2月10日、減収加算額550円が閣議決定された。1953年産米の追加払いはパリティ指数118.55に基づき8,460円と、1954年10月15日に告示された。『食糧管理史・各論Ⅰ』pp.537-554。

昭和29年産米/1954年

(注 32)『食糧管理史·各論 I 』p. 640。

(注 33)『食糧管理史·各論 I』pp. 634-641。

(注 34) 米価に先立つ麦価決定においては米価と類似した状況にあった麦価を助ぐって、デフレ政策推進という視点から据え置きを主張する大蔵省(これをデフレ政策の天王山と考えた財界も積極的にこれを支援した)と、パリティ方式に基づく若干の引き上げを主張する農林省が激しく対立した結果、最終調整は自由党に委ねられた。取り扱いを一任された佐藤栄作幹事長、益谷秀次総務会長、池田勇人歌調会長ら自由党党三役と三総務は、小麦をパリティ価格、大麦、はだか麦をパリティ価格と現行価格の中間点という本多提案で決着をつけていた。この件については、『食糧管理史・各論 I』pp. 649-677。

(注 35)『食糧管理史·各論 I 』p. 629。 政調会においては一部農林委員が反対意見を述べたのにとどまった。

(注 36)『食糧管理史·各論 I』p. 631。

(注 37)『食糧管理史·各論 I』 p. 641。

(注 38)『食糧管理史·各論 I』 p. 642。

(注 39) この間の事情については『食糧管理史·各論 I 』P. 643に詳しい。

(注 40)『食糧管理史·各論 I』p. 643。

(注 41)『食糧管理史·各論 I』 p. 598。

(注 42)『食糧管理史・各論Ⅲ』pp. 16-35。①生産費及び所得補償方式Aは農業師体が主張してきた限界生産費方式である。平均生産費と限界生産費の間で、財政負担、消費者負担の許す範囲でできるかぎり限界農家に近いものを対象農家とし、自家労賃報酬は製造工業労働者と同一の単位労働所得、地代は売買地価に基づく土地資本利子とすることを求めた。

②生産費及び所得補償方式Bは、パリティ方式・生産費所得補償方式の併用で、 適正米価に下限と上限を設定し、下限は平均均衡生産費(所得パリテイ方式による 基本米価)、上限は生産費の変異係数によって定め、その間、経済事情・財政負担 を考慮してなるべく上限に近い方で決定することを求めた。変異係数の使用によって上限設定が恣意的にならないのが利点であったが、下限の平均生産費には農業団体が反発した。③限界生産費方式は、従来の所得均衡を前提とした限界生産 費方式とことなり、必要量集荷が可能な価格によって限界生産費を補償しようと いうもので、自家労働報酬は農家の機会費用(現実の計算方法としては農業日雇い 労賃や中小企業労賃)で評価した。

昭和30年産米/1955年

(注 43) 予約売渡制度は今日で常識だが、当時は、強大な権力をもっても集まらないコメが、農業の自主的な売渡を期待することを中心とした予約制度で集まるわけはないと考えられ、その結果、食管制度は二、三年でつぶれてしまうとも言われた。しかし、予約制度を実施した昭和30年産米は、未會有の大豊作であったことが幸いして、好調なすべりだしとなった。この予約制度は河野一郎農相をはじめ与党有力者のコメの統制撤廃論を、ともかく一寸きざみで先に延ばしていこうという農林官僚の知恵が生んだものだったが、農協にとっては、この制度こそ、コメの集荷を農協の手にしっかりと握るためのものとなった。『コメ証言』P.11 8、『食糧管理史・各論Ⅲ』p.7参照のこと。

(注 44)『米価運動』pp.84-85。

(注 45)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 53。

(注 46)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 54。

(注 47) この経緯については、『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 54。

(注 48)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 37-46。

(注 49)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 50-51。

(注 50)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.55。

(注 51)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 55-56。

(注 52)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 56。

(注 53)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 56。

(注 54) このときの米審の対応については、『食糧管理史·各論Ⅲ』p.58。

(注 55)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 58。

(注 56)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.60。

(注 57)『食糧管理史・各論Ⅲ』p.60。また、1951年に米価算定専門委員会の委員 長として新パリティ方式の確立に従事した大川委員は、現行パリティ方式の基準 年次及び基準価格の妥当性検定が不十分であると強く批判した。これを受けて、 翌1956年にはパリティ方式の適用の仕方が修正された。

(注 58) 米審諮問及び答申については、『米価審議』pp. 441-454。なお、^{審議} (注 72)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 146。 過程で消費者米価は据え置きという言質をとられていた。この後も、消費者米価 は1957年まで据え置きの状態が続いた。

(注 59)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 62。

(注 60)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 64-65。また、早期供出奨励金は縮減合理化 れながら、時期別格差(3期)として残った。『食糧管理史·各論Ⅲ』pp.77-78。こ の制度は1956年から4期に改定された後、毎年のように廃止が議論に上りながら 1962年まで続いた。

(Ⅲ-3)自民党政権初期の米価決定

(注 61) 新農村建設について簡略にまとめているのは『日本農政の戦後史』00. 47-48。総事業費は1953-55年には 1億円台にとどまったが、1956年に一挙に14.5 億円と増加し、最大の1958年には34.3億円となった。ただし、これでも農業関係 予算の4%にすぎない。以後、漸減して1962年には16億円になった。

(注 62) 『米価運動』pp. 75-76、『日本農政の戦後史』pp. 50-54。また、第二章第 二項を参照のこと。特に酪農と養蚕の被害が大きかった。

(注 63)『コメ証言』p. 69。

(注 64) 河野一郎は朝日新聞の記者時代に農林省記者クラブに所属し、山本悌二 郎農相の知遇を得て政界入りした。

(注 65) 『米価運動』pp. 80-81。

(注 66) 『米価運動』pp. 81-82。

(注 67)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.94。

(注 68)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 82-83。

(注 69)『コメ証言』pp. 119-120。

(注 70)『農協』pp. 203-206。

(注 71) 系統農協と農業会議所の対立をはじめ農業団体に関しては、満川『戦後 農業団体発展史』に詳しい。

昭和31年産米/1956年

(注 73)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 94。

(注 74)『米価運動』pp. 84-85、『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 95-96。

(注 75) 米価算定の技術的検討(算定要素のとり方等)のために、米価審議会小委 員会が 5月22日、26日、6月 5日の計三回にわたって開かれた。この結果、パルクラ (ツ方式の採用に際して、①製造業全規模平均労賃を都市均衡労賃とすること、② 米生産費パリティ指数によって物価修正すること、③改定統制小作料を地代とす ること、④利潤はみないことではおおよその合意に到達した。しかし、原生産費 個表からの評価替え試算の際には、80%パルクラインが75%パルクラインより低くなるという 珍事に遭遇し、パルクライン方式の不安定性が改めて浮き彫りになった。

(注 76)『朝日新聞』(1956.6.9)。

(注 77)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.110。

(注 78)『朝日新聞』(1956, 6, 9)。

(注 79)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 122-123。

(注 80)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.123。

昭和32年産米/1957年

(注 81)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 143。

(注 82)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 143。

(注 83)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.143。

(注 84)『朝日新聞』(1957.6.17)。なお、結党当時の自民党には八個師団と呼ば れた八人の実力者を中心とした議員集団(今日の派閥の原型/石井派・大野派・池田 派・佐藤派・河野派・岸派・三木派・石橋派)に分裂していた。

(注 85)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 151-156。『臨時食糧制度調査会答申』(1957. 6.11)本文によれば、「生産者米価の『再生産費の確保』と消費者米価の『家計の 安定』という目標が別箇に理解されがちであったが、需給逼迫のときはやむを得 ないが、これが財政負担を生ずる原因となっているので、『国民経済』の観点か ら考えをすべきで、いたずらに財政負担によって二重価格制をとることは税金の 使い方として効率的ではない。したがって、今後の米価形成は生産者米価と消費

者米価とを一体として考え、審議されねばならない」。食管法の規定する「ソノル ノ経済事情」の中に需給事情や財政事情も含まれるというのが臨時食糧管理調査会 の主張であり、同調査会は消費者米価と生産者米価を同時に算定することを政府 に求めた。同時諮問によって両者を関連づけることで、生産者米価の引き上げや 消費者米価の据え置きを求める"政治的動き"を牽制しようというのが、臨時食糧 管理調査会(そして農林省)の意図であった。

なお、かねてから懸案である統制撤廃問題について答申は、「・・・・管理制度は、 集荷配給など各般の面で困難な問題に当面しているので、管理制度を改める時期 にきていると考えられる。現行管理制度は、事態の推移に即応してこれを改善制 新するよう政府はこんごの施策を講ずべきである」とした。食糧調査会でもコメの 統制撤廃問題は激しい議論の的となった。特に大蔵省からはコメを間接統制に移 すべきであるという意見が出されたが、委員の意見は賛否両論に分かれ、結局は、 現行制度を"改善刷新"するということで言葉を濁し、統制問題は今後の課題とし てもちこしとなった。

(注 86) この時の答申に基づいて食管会計はほぼ現在の形に整理された。食管針の内容は、①国内米管理勘定、②国内麦管理勘定、③輸入食糧管理勘定、④農産物等安定勘定、⑤業務勘定、⑥調整勘定の六勘定からなっている。

(注 87) 臨時食糧管理調査会の審議状況については『朝日新聞』(1957.5.29/6.12)参照。

(注 88)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 159-158。

(注 89)『朝日新聞』(1957. 5. 28/5. 29/5. 31)。1954年2-8月の平均に比べ1957年 2月の家計支出は全都市平均で110.13%上昇しており、消費者米価引き上げ分はほぼこの上昇率分に相当した。なお、この値上げで当初予算141億円の食管赤字は60数億円に減る見通しであった。

(注 90) 『米価運動』pp. 83-93。なお、予約申込加算、時期別価格差、歩留加算など加算金を加えて農家手取り額を石当り額約11,970円程度にし、陸稲に対して意 別価格をつけないとした(1957.6.15)。

(注 91)『朝日新聞』(1957.7.6)。

(注 92) コメ余り状況の中でヤミ米は、配給米と同水準の価格にまで値下がりしていた(精米一升あたり約 120円弱)。ところが、"神武"以来の好況で予測以上の

所得効果と代替効果が発生し、当時まだ上級財であった内地米消費を底上げして、6月の時点では、ありあまっていたはずのコメが、同年10月の配給米にもこと欠く事態となった。6月10日の時点ではついに全国平均で17月前より10円近く高い138円となった(大阪175円、和歌山183円)。『朝日新聞』(1957.6.17)参照。

(注 93) 内閣誕生(1956年12月)からわずか17月余り後、石橋首相は突然の病に倒れ、それから二週間の後、石橋は潔く首相の座を辞し、代わって一回目の投票で一位だった岸が、それまでの石橋内閣を引き継ぐ形で首相となっていた(1957年2月25日)。

(注 94) この時の審議経過については『朝日新聞』(1957.6.12/13/14/16)。

(注 95) この間の経過については『朝日新聞』(1957.6.20/22)。

(注 96)『朝日新聞』(1957.6.29)。

(注 97)『朝日新聞』(1957.7.1)。

(注 98)『米価審議』p. 290 『朝日新聞』(1957. 6. 29/7.1)。1957年の米価審議会においては、当初、米価と麦価の同時審議が予定されていた。しかし、自民党との調整に手間取り、米価の政府諮問作成が遅れたために、政府は米価に先立って麦価だけを米価審議会に諮問した。この麦価審議を後に始まる米価審議の前衛戦とみなした社会党の成田委員らは、普段は淡々と進む麦価審議にあれこれ注文をつけた。成田委員ら生産者の意見が全面的にとりいれられた答申は、きわめて反政府色が強くなり、政府はこの答申をほぼ完全に無視した麦価決定を行っていた。『朝日新聞』(1957.7.1)。

(注 99)『朝日新聞』(1957.7.1)。

(注 100) この件に関しては『米審審議』pp. 290-292。『朝日新聞』(1957. 7.1) 参照。

(注 101)『朝日新聞』(1957.6.30)。

(注 102)『米審審議』pp. 290-292、『朝日新聞』(1957.7.1)。

(注 103)『朝日新聞』(1957.7.2)。

(注 104) この時の審議経過については『朝日新聞』(1957.7.3)。

(注 105)『朝日新聞』(1957.7.3E)。

(注 106)『朝日新聞』(1957.7.4E)。

(注 107)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 158。

昭和33年産米/1958年

(注 108) 当時の社会状況については、『昭和史事典』p. 516, 522。

(注 109) 労働科学研究所の大橋一雄は、当時の東北農民の一年の仕事を次のように報告している。「雪解けとともに、氷のはった苗代にヒザまで入ってクワをよるうことで春の仕事が始まります。足は凍りそうに冷えこんできます。馬で田を起こしても、二毛作地の三倍以上の手間をかけているのです。女はクワで土を砕きますが、腰も腕も痛む仕事です。『女は、馬の半分は働け』といったノルマさえもあるのです。田植時は朝の四時から晩の七時ごろまで働き、睡眠時間は六時間たらず、それが終われば除草がはじまります。紺の野良着に汗がしみ、夏の日に乾いて白くなるのです。ツメはへり、腰が痛み、稲の葉で眼をつき、汗は眼に流れこみます。からだがほてって夜半まで寝つかれないと訴える人が少なくありません。稲刈り一これも重労働です。刈った稲をかけて乾かし、それを道路まで背負い出し、家まで運んで脱穀、もみすり、出荷という順序です。男子は15貫、女子は12貫背負うのが普通である。眼のまわるような忙しさが一段落した時は、一/二貫はやせているのが普通。

が、こんどは冬ごもりの準備にかからねばならない。雪が積もっている間は、 米俵編みやナワないなどのワラ仕事と、積肥を田へ運ぶ仕事とで終わってしまい ます。俵あみの時などは寒さのためマタがしびれてしまうし、雪の中の積肥運搬 は寒くてつらい仕事です。が、外ではこの時期を"農閑期"とよんでいます。つま り、労働がはげしいのは田植時や収穫期だけではないのです。しかも、機械を使 わず、人力に頼る仕事が大部分で、腰をまげる不自然な労働や、重い筋肉労働の 連続です。そのため十貫匁以上もある稲束や、積肥を背負うのが普通になってい るので、この地方の農民は、大部分背中が丸くなり、また腰の骨が悪くなってい ることなどが調査の結果、明かになりました」。『朝日新聞』(1957.6.28)。

(注 110)『食糧管理史·各論Ⅲ』p. 195。

(注 111) 『朝日新聞』(1958.6.14/25)。10,162円から4円高くなったのは端数計算の結果にすぎなかった。なお、需給緩和を理由に予約加算100円も、農林省原業には加えられなかった。

(注 112) この選挙で自民党は公認287議席、保守系無所属を含めて297議席を獲得

した。解散時より 6議席多く、前回選挙の民主・自由両党の合計当選者数と全く同じだった。社会党も解散時158を 8名上回る166議席を記録した。これが社会党の戦後最高である。しかし、大勝を予想していた鈴木茂三郎社会党委員長は敗北宣言し、逆に岸首相は選挙の結果に自信を深めたと言われる。

(注 113)『朝日新聞』(1958.6.18E/24/24E)。なお、23日の米価対策特別委員会 には三十数人が出席した。

(注 114)『米価運動』p. 86、『朝日新聞』(1958. 6. 25)。

(注 115)『朝日新聞』(1958.6.14/19)。

(注 116)『コメ証言』p.80。

(注 117)『朝日新聞』(1958.6.25/27E)。

(注 118)『朝日新聞』(1958.6.24)。

(注 119)『朝日新聞』(1958.6.26)。

(注 120)『朝日新聞』(1958.6.25E/6.26)。

(注 121)『朝日新聞』(1958.6.26E/27)。

(注 122)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 208-212。当時の事情については『朝日新聞』 (1958. 6. 27E)。

(注 123)『朝日新聞』(1958.6.27E)。佐藤蔵相は細かい数字にこだわらず、時に は農林省よりも高い米価案を提案するなど、自民党にとってはものわかりのよい 蔵相ぶりを発揮した。最後に佐藤蔵相は大蔵省の"スジを通すべく"、10,321円を 主張したが、それはすでに大勢を決した後の祭りであった

(注 124)『朝日新聞』(1958.6.28/28E)。

(注 125) 当時の審議会の模様については、「農協団体や農民組合など各利害団体の代表委員がそれぞれの団体、組織に帰った時に"かく闘えり"と報告する記録を止めるためのものに終始してはいないかと疑われる。要するになんらかのヒモつき委員の集まりで、それに学者がおつきあいをして間接的に利用されている格好だ。特に今回のように消費者米価が据え置きで生産者米価だけが論議されているときは農業保護を正当づけ、高米価政策を押し進めるための場に利用される傾向がある」と『朝日新聞』(1958.6.30))は指摘している。

(注 126)『朝日新聞』(1958.6.29E/30)。

(注 127)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 212-215。なお、この年の米価審議会は、前

した。その内容は、家計支出の伸びの範囲内に消費者米価の値上げを抑える窓具 米価の方針は原則として認めながら、低所得者にとくに不利にならないよう。 計調査の対象から、家計支出が米価の変動にはほとんど関係のない上層部(調査) 象の約 1/5)を除く方法である。ただし、政府はこの建議に基づいていまの消費を 米価の算定をやり直す必要はないとの建前をとっていた。

昭和34年産米/1959年

(注 128)『米価審議』pp. 175-177、『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 261-277。

(注 129) 原案決定までの経緯については『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 248-261.

(注 130)『朝日新聞』(1959.6.17)。

(注 131) 『朝日新聞』(1959.6.18E)。なお、1959年に農林省は農業パリティ指動 の改定を行った。基準年次は従来通り1955-56年次であるが、パリティ指数の意思 に使用する品目とその比重を1957年の農林省"農家経済調査"をもとに改定した。 これによって調査品目は従来の169から199に増加した。新たに加えられた品間は 塩安・化成肥料・ビニール・木炭・動力耕作機・みかん・ビールなどであった。このこ ろにはじめて動力耕作機や、みかん、ビールが公的に認知されたことは、当時の 農村の状況を端的に物語っている。ちなみに、新旧パリティの変更で価格水準に ついてはほとんど差がなかった。

(注 132)農林省内には生産費及び所得補償方式自体に対する不満が根強くあっ た。たとえば、塩見方之助事務次官は福田新農相を迎えた23日の初省議で「こんど の算定方式で食糧庁は"都市と農村の所得均衡をはかる"と大見栄をきっているが、 もし社会党から繭など他の農産物にも、この方式を適用せよとせめられたらどう するか」と述べている。『朝日新聞』(1959.6.24)。

(注 133)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 244-248。1955年に事前売渡制度施行の際に 導入した予約滅税は石当り1,200円と時期別格差200円の合計1,400円を課税控除し ていた。

(注 134) この時の事情については、『朝日新聞』(1959.6.3/23)。

(注 135)『朝日新聞』(1959.6.23/24)。なお、第5回参議院選挙(6月2日)や政府 党役員人事のために1959年も自民党への正式提示が遅れた。参議院選挙では争点

年の問題提起をうけて消費者米価の算定方式に関して、専門委員会を設けて検討 が定まらず、安保論争を含めて低調だった。争点作りに苦心した社会党や全日農 は、生産費所得補償方式の採用や八割の農家の生産費補償などを盛り込んだ公開 質問状を自民党に提出した。これには自民党もすでに既定路線になっていた生産 費所得補償方式の採用を明言するなど、「努力」を確約したため、これら農業政策 も明確な争点になったわけではなかった。選挙の結果、自民党は 5議席増の132 (改選71-非改選61)、社会党は 2議席増の85(38-47)にとどまった。『朝日新聞』 (1959.5.6/20/25E/27)参照。

(注 136)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 277-278、『朝日新聞』(1959. 6. 24)。

(注 137) 『米価運動』p.86。80%パルクライン方式(家族労働評価は全都市、5人以上の 全規模、製造業常用労働者男女こみ賃金(1958年 1-12月)を都市と農村の物価差 (0.87)で修正していた。

(注 138)『朝日新聞』(1959.6.5/11)。

(注 139)『朝日新聞』(1959.6.24)。

(注 140)『朝日新聞』(1959.5.29/30) 当時の全日本農民組合の代表委員は、野 溝勝、三宅正一、稲富綾人ら社会党議員だった。全日本農民組合の80%パルクライン方式 は、自家労働評価額を三十人規模以上の製造業男子常用労働者の1958年平均現金 給与額(ただし、女子労働力は男子労働力の 0.8と評価する)に、地代を 57年の 3月の勧業銀行による実納小作料に、また資本利子を農家手形と農業協同組合の貸 出利率に求めていた。これによって1959年産米の要求価格は、前年の要求額11.4 80円を10,040円も上回っていた。

(注 141)『朝日新聞』(1959.6.16)。

(注 142)『朝日新聞』(1959.6.24E/25/27)。農民組合の過激な運動は前年同様だ った。前年の経緯を鑑み、警官隊を玄関先に待機させていた農林省に対して、農 民団体は警官隊を引き上げを要求し、農林省庁舎内に農民が座り込みなどしない ことを条件に、警官隊を撤去させた。このあと、農民代表160名は農林省玄関先に ムシロやふとんを持込み、同所で夜を明かした。26日の麦価のための米価案議会 終了後、福田農相や渡部食糧庁長官らは、午後9時すぎ農民代表100人と会見した。 しかし、農林原案の白紙撤回を求めて譲らない農民代表によって、福田農相らは またもや缶詰状態となり、午前2時半近くになってやっと会見を打ち切りとなった。 なお、第7回参議院選挙では全日農の組織候補である椿精一(61位)と佐々木庸(83

位)はともに落選していた。全日農は社会党ともども組織の立て直しを迫られていた。『朝日新聞』(1959.6.18)。

(注 143)『朝日新聞』(1959.6.27/28/30)。

(注 144)『朝日新聞』(1959.7.4E/5)。

(注 145)『朝日新聞』(1959.7.5/6/6E)。

(注 146) この間の事情については『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 277-287。

(注 147)『朝日新聞』(1959.7.7)。

(注 148)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 292-307。『朝日新聞』(1959. 7. 7E)。なお、前年、病気欠席した湯河会長は亡くなり、大川一司会長代理がそのままは会長についた。

(注 149)『朝日新聞』(1959.7.10)。

(注 150)『米価審議』pp. 474-479。

昭和35年産米/1960年

(注 151) 米価審議会の算定方式の検討経過と小委員会報告書については『食糧 管理史・各論Ⅲ』pp. 321-333、『米価審議』pp. 180-181。

(注 152) 政府部内での算定方式の検討経過については『食糧管理史・各論Ⅲ』』 333-341、『米価審議』pp. 181-183。なお、この時の試算には、農業パリティ指数 126、賃金7%、反収3%、物財価格2%が想定された。

(注 153)『食糧管理史·各論Ⅲ』p.335。財政負担の計算には買入数量3,400万元を想定。前年米価10,333円で編成した1960年度の食管会計の国内米勘定は198億円の赤字で55円の引き上げで食管赤字20億円近く増える計算だった。

(注 154)『朝日新聞』(1960.6.17)。なお、この時の生産費調査は米販売農家』 600戸を対象とした。ここ三年増加していた反当り収量は過去三年平均で2.91石だった。米価算定にはこの平均収量をそのままとらずに、"標準偏差"と名付けた係数をかけて加工した収量2.34石が用いられた。これは農林省統計調査部の調査による収量をかなり下回った。ただし、2.34石は反収の最も多い方から少ない方へ並べて83%くらいにあたった。農林省はこの基本米価でもその程度の非高率な景彩まで抱え込んでいると説明することができた。

(注 155)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 335-336、『朝日新聞』(1960. 6. 25/7. 1E/48/

5/6)。1957-1959年までの三ヶ年間の反当り平均生産費のうち自家労賃は、従業員一人以上の全製造業の平均賃金で評価替えした。反当りの平均生産費は 23,340円、これを三年間の平均反当り収量2.34石でわったものが9,974円、これに諸加算金を差し引きしたのが基本米価9,800円であった。

(注 156)『食糧管理史·各論Ⅲ』pp. 353-356、『朝日新聞』(1960. 7. 5/6)。

(注 157) 『朝日新聞』(1960.7.5E/6/7/7E)。なお、5日の農産物価格対策委員会 に出席したのは福田赴夫農相、渡部良伍農林次官、須賀賢二食糧庁長官、佐藤栄作蔵 相、石田大蔵次官、石原周夫主計局長らである。

(注 158)『朝日新聞』(1960.7.8/8E/9)。

(注 159)『食糧管理史・各論Ⅲ』pp. 351-367。今年の生産者米価の引き上げによって、コメの売買による食管会計の欠損は220億円を越え、麦の赤字160億円を加えると合計380億円余りとなった。輸入米麦の益金でその約半分は埋めるとしても、結局は200億円近い赤字が残るはずだった。

(注 160)『米価運動』pp. 124-125、『朝日新聞』(1960. 6. 29/7. 6)。

(注 161)『朝日新聞』(1960.7.6)。なお、岸信介に代わって首相となった池田勇人が最大の争点を経済問題に置いて行った1960年11月10日の総選挙において、自民党は解散時の議席を13上回る296議席を獲得し、これに保守系無所属を加えた議席数は300に達した。これに対して安保闘争や浅沼稲次郎委員長殺害で議席を伸ばすと予想された社会党は、解散時を23議席上回る145議席を獲得したが、前回選挙で獲得した166人には及ばなかった。社会党から分裂して結党されたばかりの民社党は40議席から17議席に転落した。

(注 162)『朝日新聞』(1960.7.11E)。

(注 163)『米価審議』pp. 480-491、『朝日新聞』(1960.7.12E/13/13E)。

まとめ:1952-1960年

(注 164)「須賀食糧庁長官の1960年年頭所感」『食糧管理月報』(1960年 1月)。なお、これよりさかのぼること、五年前の農産物価格対策協議会答申も、これと同様の考えを示している。すなわち、生産者米価について「経済界の委員には統制によって不当につり上げられているという印象はあったものの、大勢としては、需給実勢からすれば決して不当に高い水準ではなく、むしろ需給実勢を積極的に考